



第4期益城町地域福祉計画

第4期益城町地域福祉活動計画

【令和5年度～令和9年度】



令和5年3月

益城町
益城町社会福祉協議会

「未来に向かって 地域で支え合う 福祉のまち 益城」をめざして

本町に甚大な被害をもたらした平成28年熊本地震から、本年で7年目を迎えます。この間、本町では、多くの皆様に支えられながら「完全復興」に向け、全力で取り組んでまいりました。

現在、町では、震災からの復興の象徴である「県道熊本高森線4車線化事業」や「木山地区の復興土地区画整理事業」などの復興事業が着実に進んでいます。

また、本年3月には「阿蘇くまもと空港のリニューアルした旅客ターミナル」や「東海大学の阿蘇くまもと臨空校舎」がオープンしますとともに、5月には役場新庁舎での業務開始を予定しております。

このように、目に見える形で「ハード事業の復興」が進んでいる一方で、地域コミュニティについては、コロナ禍の影響もあり以前のようなつながりを持つに至らない状況です。

また近年は、少子高齢化や核家族化の急激な進行、8050問題、育児や介護のダブルケア、さらに、ヤングケアラーといわれる子どもたちなどが大きな社会問題となっています。

このような従来の制度やサービスだけでは解決できない問題を解決するためにも、「支える側」と「支えられる側」という関係をこえた「地域共生社会」の実現を目指す必要があります。

この度本町では、「第3期益城町地域福祉計画」「第3期益城町地域福祉活動計画」の計画期間が終了するにあたり、これまでの取組みの課題や、身近な生活の中での課題を検証し、「第4期益城町地域福祉計画・第4期益城町地域福祉活動計画」を策定しました。

今後は本計画を基に、本町が、“未来に向かって 地域で支え合う 福祉のまち”となるよう、町民の皆様、関係団体などとの連携を一層強化し、包括的な支援体制の整備をはじめ、様々な施策を展開してまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、アンケート調査やパブリックコメントなどを通じ、貴重なご意見やご提案をいただきました町民の皆様をはじめ、民生委員・児童委員、嘱託員の皆様、関係機関の皆様、地域福祉計画等策定委員会の委員の皆様など、本計画の策定に関わっていただいたすべての方々に心から感謝申し上げますとともに、引き続きご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

令和5年3月

益城町長

益城町社会福祉協議会会長

西村 博則

～ も く じ ～

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景と目的.....	1
(1)「地域福祉」とは.....	2
(2)「地域共生社会」とは.....	2
(3)「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」とは.....	3
(4)その他の重要事項.....	4
2. 計画策定の根拠と位置づけ.....	6
(1)計画策定の根拠.....	6
(2)計画策定の位置づけ.....	6
3. 計画の期間.....	7
4. 計画策定体制.....	7
第2章 益城町の現状.....	8
1. 統計からみる益城町の現状.....	8
(1)人口の現状.....	8
(2)世帯の状況(ひとり親世帯).....	10
(3)要介護(要支援)認定者数の推移.....	11
(4)障害者手帳交付数の状況.....	13
(5)生活保護受給世帯・受給人数の推移.....	13
(6)児童福祉分野の施設.....	14
(7)地域における状況.....	14
2. 町民アンケート結果からみる益城町の現状.....	16
(1)暮らしやすさ.....	16
(2)地域活動.....	17
(3)悩みや不安.....	19
(4)気になる家庭・人.....	20
(5)地域ボランティア活動の参加経験.....	20
(6)町の施策の満足度と重要度.....	22
(7)何とかしなければならぬと感じる問題.....	24
3. 民生委員等や関係団体アンケート結果からみる益城町の現状.....	25
(1)民生委員・児童委員、嘱託員アンケート.....	25
(2)関係団体アンケート.....	26
4. ワークショップの結果.....	27
第3章 計画の基本的な考え方.....	29
1. 計画の基本理念.....	29

2. 計画の基本目標.....	30
3. 計画の重点プロジェクト.....	31
(1)重層的支援体制整備事業の推進.....	31
(2)コミュニティの活性化の推進.....	33
(3)地域との連携体制の構築・強化.....	34
4. 計画の体系.....	36

第4章 計画の内容..... 38

基本目標1 支え合いとつながりを大切にした地域づくり.....	38
(1)地域共生社会の実現に向けて.....	38
(2)ふれあい・交流の充実に向けて.....	45
(3)ボランティア活動の活性化に向けて.....	48
基本目標2 安心していきいきと暮らし、活躍できる地域づくり.....	53
(1)地域の活性化に向けて.....	53
(2)地域人材の活躍と育成に向けて.....	58
(3)災害や緊急時対策に向けて.....	63
再犯防止の支援(益城町再犯防止推進計画).....	69
(1)計画の位置づけ.....	69
(2)国の再犯防止の取組み.....	69
(3)熊本県の再犯防止の取組み.....	70
(4)益城町の再犯防止の取組み.....	71
基本目標3 困りごとを見過ごさない地域づくり.....	73
(1)相談体制の充実に向けて.....	73
(2)福祉サービスの充実に向けて.....	79
(3)連携体制の強化に向けて.....	86
地域でできること.....	91

第5章 計画の推進体制..... 93

1. 協働による計画の推進.....	93
(1)住民の役割.....	93
(2)地域の役割.....	93
(3)関係団体の役割.....	93
(4)社会福祉協議会の役割.....	94
(5)行政の役割.....	94
2. 計画の点検と評価.....	94

資料編..... 95

1. 用語集.....	95
2. 地域福祉計画等策定委員会委員名簿.....	104

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

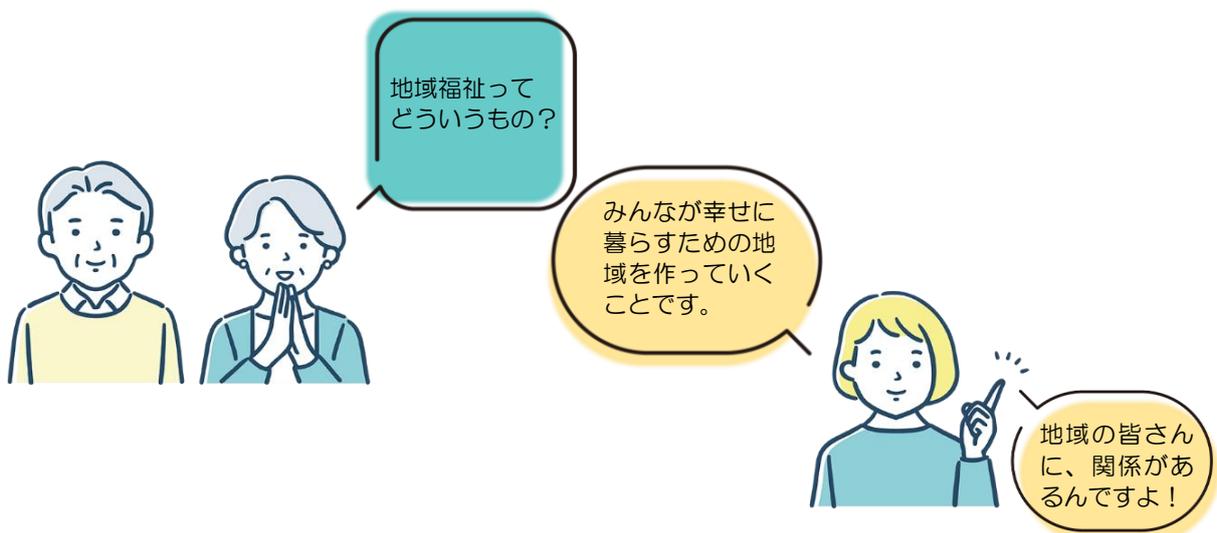
近年、人口減少や少子高齢化が進むにつれ、「地域や家庭での支え合いの力」の低下が顕著となっています。

これらの状況を背景に社会を取り巻く環境は、高齢者単身世帯の増加、貧困、8050問題、ダブルケアといったケアラー問題等、各家庭が抱える課題は多様化・複雑化しています。また、このような課題に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による新しい生活様式等により地域の活力の低下、人々のつながりによる支え合いが希薄化しています。

これらを踏まえ、地域の住民ができる範囲でお互いに支え合う「地域共生社会の実現」が重要になります。そのためにも、行政等は、地域包括ケアシステムの構築・深化、あらゆる相談に対応し、必要な支援につなげるための相談支援や連携体制の充実、参加支援等の地域づくりを中心に関連施策を推進する必要があります。

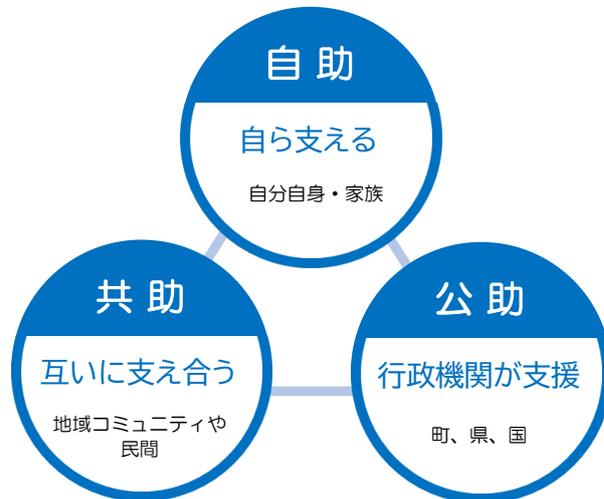
また、本町では熊本地震において甚大な被害を受け、震災からの復興にあたり、住民が主体で、町・議会、地域、自治会及び民間等と協働で「自助・共助・公助」の概念を原則として推進してきました。復興が進む中でも、地域コミュニティの再構築は重要課題であり、様々な課題を地域で支え合うことができる仕組みづくりや、支援及び地域住民の団結力を強めるための取組みを推進していく必要があります。

本町では平成30年3月に「第3期益城町地域福祉計画」と「第3期益城町地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉を推進してまいりました。計画期間が令和4年度に最終年度を迎えることから、各計画を一体的に策定することとし、「第4期益城町地域福祉計画・第4期益城町地域福祉活動計画」を策定します。



(1) 「地域福祉」とは

地域の住民、行政、社会福祉協議会等様々な人が関わり、誰もが自分らしくいきいきと健やかに暮らせるまちづくりのために活動を進めることです。



(2) 「地域共生社会」とは

住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるようにするために「地域共生社会」を実現することが重要となっています。「地域共生社会」を実現することで、高齢者、障がいがある人、子ども等、すべての人がつながり、お互いに支え合うことで、いきいきとした活力のある地域を作ることができます。

「地域共生社会」とは

(平成29年2月7日 厚生労働省 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

(3) 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」とは

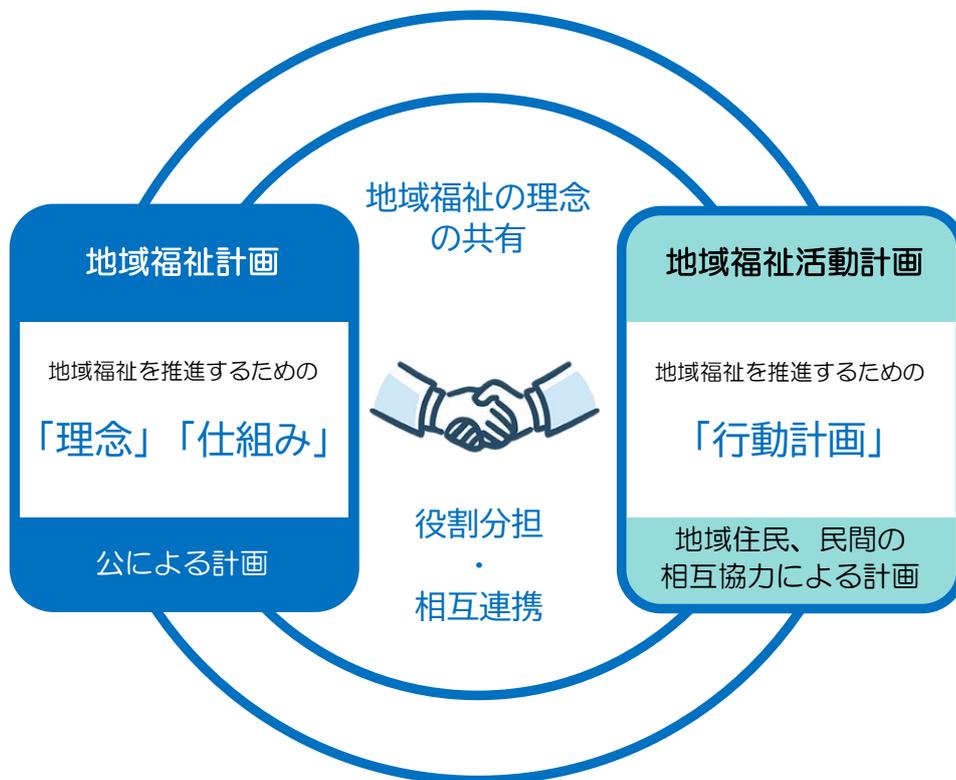
「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、相互に重要な役割を果たすものであり、密接な連携が求められるため、一体的に策定することとし「第4期益城町地域福祉計画・第4期益城町地域福祉活動計画」を策定します。

地域福祉計画

町が地域福祉を推進するための理念や仕組みをつくる計画です

地域福祉活動計画

社会福祉協議会が中心となって地域住民の立場から地域福祉を推進する民間の行動計画です



(4) その他の重要事項

① 重層的支援体制整備事業

福祉制度・政策と、人びとの生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から表れる支援ニーズとの間にギャップが生じてきたことを背景とし、令和2年6月の改正社会福祉法で包括的支援体制整備を加速化させるため、「重層的支援体制整備事業」が新たに創設され、令和3年4月から施行されています。本町では令和3年度から「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」を活用し、準備を進めています。

I 相談支援

包括的な相談支援の体制

- ・ 属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・ 多機関の協議をコーディネート
- ・ アウトリーチの実施



II 参加支援

- ・ 既存の取組みで対応できる場合は、既存の取組みを活用
- ・ 既存の取組みでは対応できない狭間のニーズにも対応（既存の地域資源の活用方法の拡充）

（はざまのニーズへの対応の具体例）

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる 等



III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔が見える関係性の育成支援

- ・ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・ 多分野のプラットフォーム形成等、交流・参加・学びの機会のコーディネート



新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化



I～IIIの支援を通じ

・ 継続的な伴走支援
・ 多機関協働による支援

を実施

② SDGsとの関係

国際目標 SDGs（持続可能な開発目標）は、グローバルな課題解決に向けて世界的に取り組むものですが、それを達成するには一人ひとりの行動、さらには国・県・市町村レベルでの取組みが必要です。本計画においても、地域福祉の推進に係る現状の課題を把握し、継続する取組みと新たに取り組むべき事項を体系的に関連付けて実践し、互いに支えあい、地域を共につくっていく社会の実現を目指す必要があります。



2. 計画策定の根拠と位置づけ

(1) 計画策定の根拠

地域福祉計画

社会福祉法 抜粋

第七十条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

地域福祉活動計画

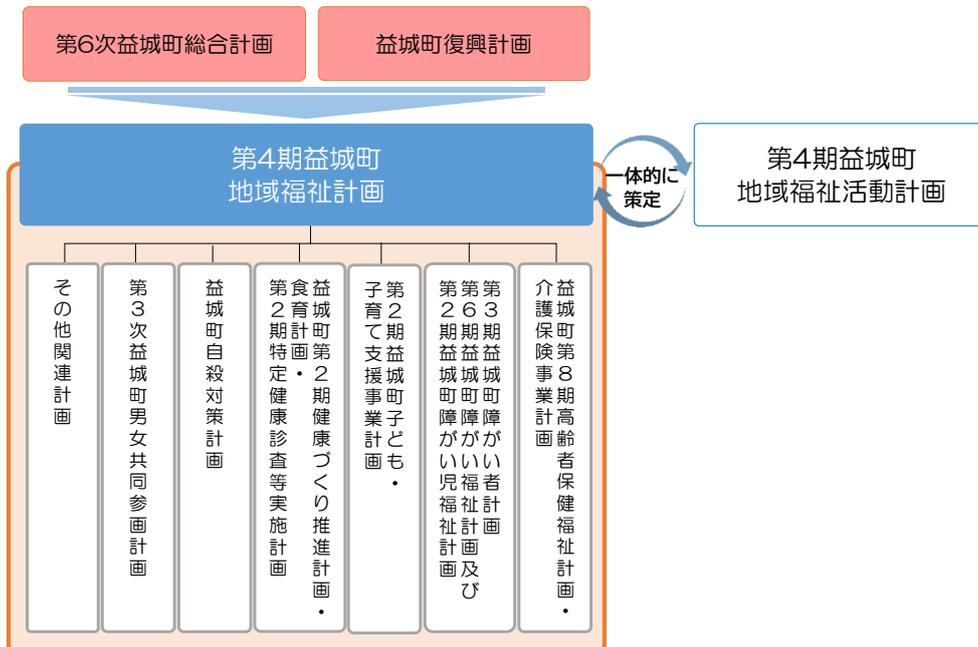
「地域福祉計画策定への協力ならびに地域福祉活動計画推進における社会福祉協議会の取組み方針」

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画であり、その内容は、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動等を組織だてて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決めである。

(2) 計画策定の位置づけ

本計画は、本町における高齢者、障がいのある人、子ども、生活困窮者等に係る様々な保健福祉分野等の計画や施策に関し、共通的な事項を定めるとともに、それらの公的サービスだけでは十分に対応できない地域課題について、行政と地域住民、関係機関等がその解決に向けて協働して取り組む地域福祉活動の方向性を示すものです。

また、本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律第8条」の規程に基づき、具体的な施策を計画的に推進するために策定する「地方再犯防止推進計画」を包有しています。



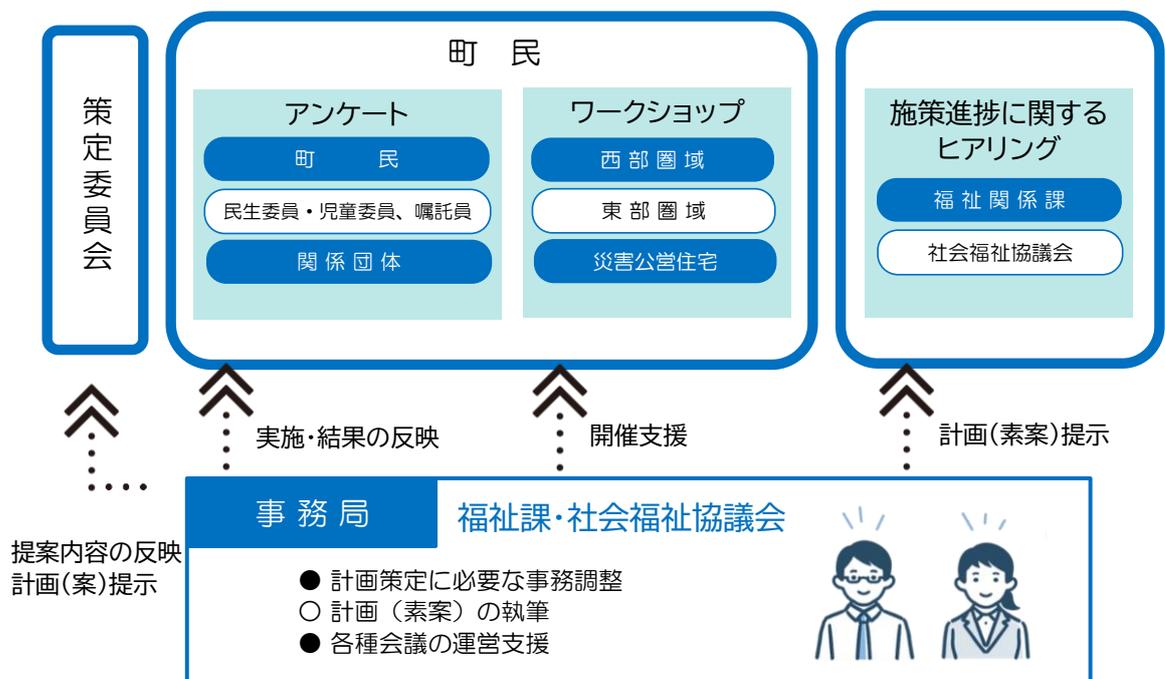
3. 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5か年とします。

H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
第3期益城町地域福祉計画 (H30～R4年度)									
第3期益城町地域福祉活動計画 (H30～R4年度)									
				第3期 計画 見直	第4期益城町地域福祉計画 第4期益城町地域福祉活動計画 (R5～R9年度)				

4. 計画策定体制

本計画は、住民の地域福祉に関するニーズ等を把握しつつ、庁内検討委員会で改革の内容等の検討を行いました。さらにその内容について学識経験者、福祉関係団体、その他住民等が委員となった策定委員会で協議し計画案を作成しました。その後、計画案を公表（パブリック・コメント）し、住民全体への意見聴取を行いました。



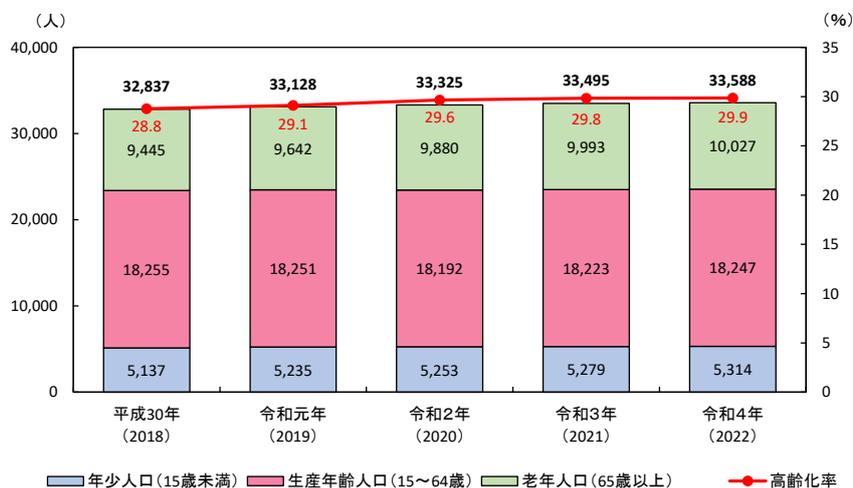
第2章 益城町の現状

1. 統計からみる益城町の現状

(1) 人口の現状

① 年齢3区分別人口の推移・推計

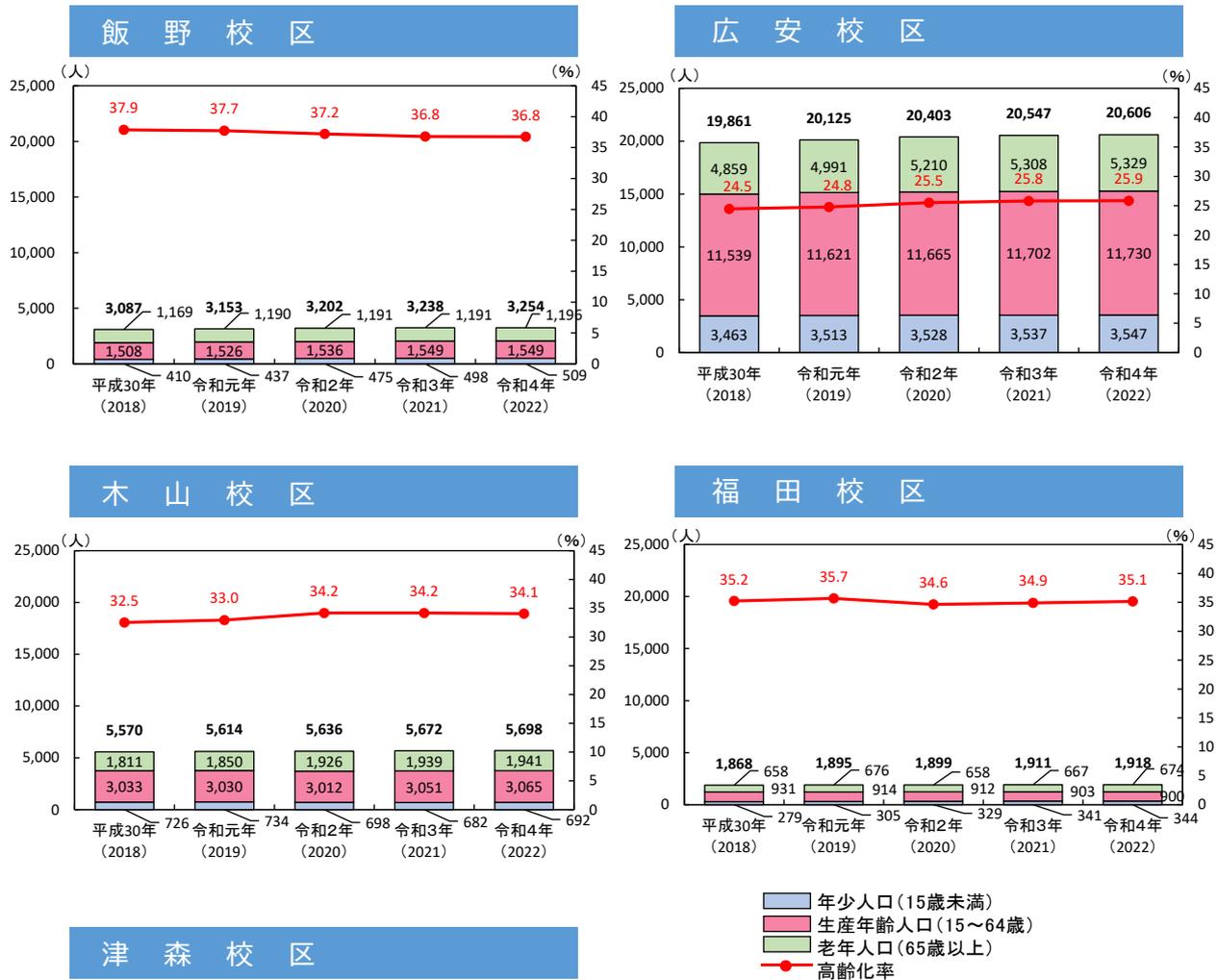
本町の総人口は、平成30年度の32,837人から令和4年度には33,588人となり、751人の増加となっています。年齢階層別でみると、15歳未満、65歳以上の割合は年々増加しており、令和4年6月の高齢化率は29.9%となっています。



出典:住民課(各年3月末日(令和4年は6月末日)現在)

② 校区別の年齢3区分別人口の推移・推計

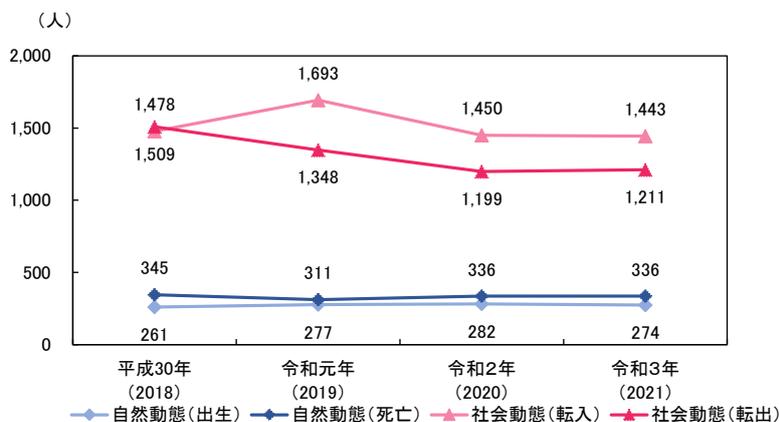
校区毎に人口をみると、広安校区が最も多く、令和4年では町民の約6割の20,606人が住んでいます。次いで、木山校区、飯野校区、津森校区、福田校区の順となっています。校区毎の高齢化率は、津森校区が最も高く、令和4年には42.0%となっています。高齢化率の最も低い広安校区の25.9%と比べると、16.1ポイント高くなっています。



出典:住民課(各年3月末日(令和4年は6月末日)現在)

③ 自然動態・社会動態

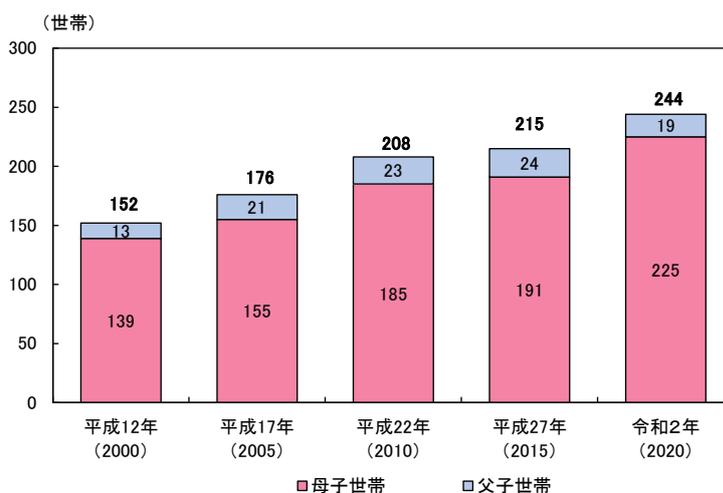
本町の令和3年までの自然動態をみると、「死亡」が「出生」を上回っています。また、令和3年までの社会動態をみると、平成30年では「転出」が「転入」を上回っていましたが、令和元年からは「転入」が「転出」を上回っています。



出典:住民課(各年3月末日現在)

(2) 世帯の状況 (ひとり親世帯)

本町のひとり親世帯の推移についてみると、母子世帯は増加傾向にあります。また、父子世帯は、平成27年をピークに減少に転じています。

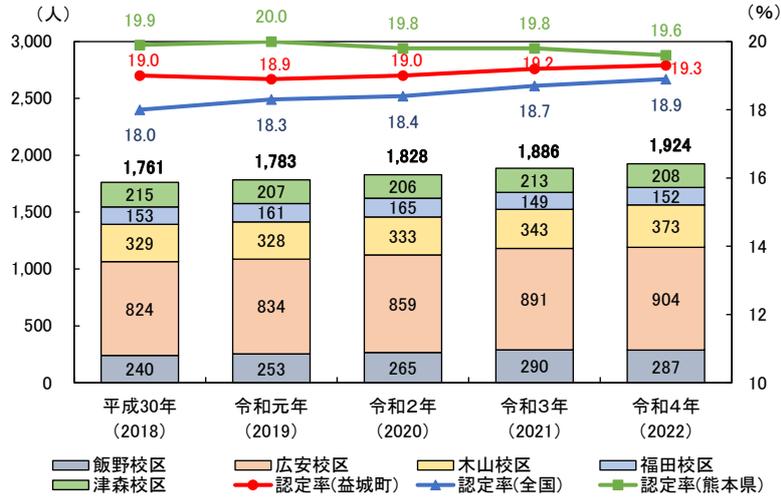


出典:国勢調査(各年10月1日現在)

(3) 要介護（要支援）認定者数の推移

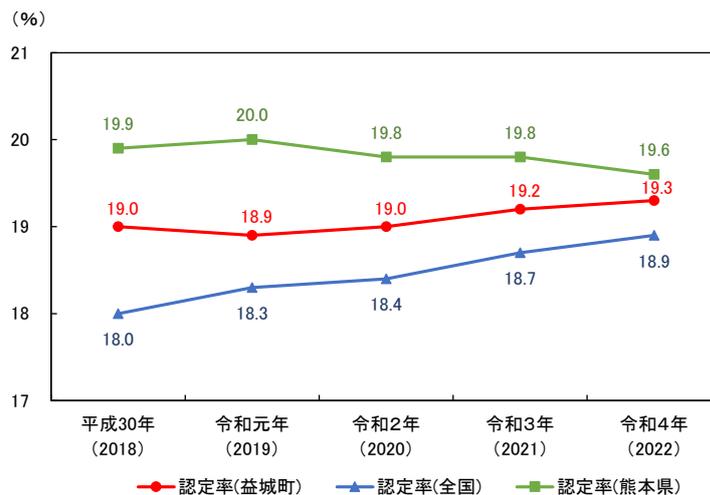
① 第1号被保険者に占める要介護（要支援）認定者数の推移

本町の「要介護（要支援）認定者数」は、年々増加しており、令和4年には1,924人となっています。



出典：健康保険課(各年3月末日現在)

本町の「認定率」は19%前後で推移し、令和4年には、19.3%となり、熊本県平均19.6%よりも低く、全国平均18.9%よりも高くなっています。

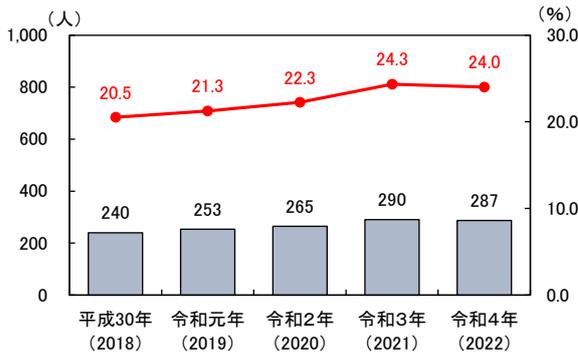


出典：健康保険課(各年3月末日現在)

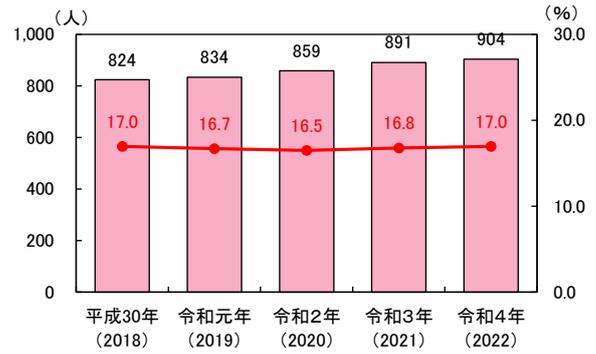
② 校区別の第1号被保険者に占める要介護（要支援）認定者数の推移

校区別の第1号被保険者に占める要介護（要支援）認定者数の割合をみると、令和4年には、飯野校区で24.0%となっており、広安校区の17.0%と比べて7ポイント高くなっています。

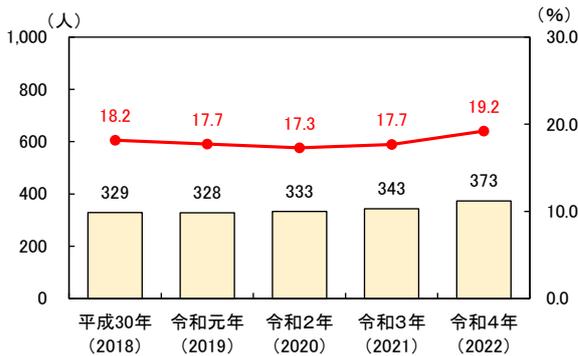
飯野校区



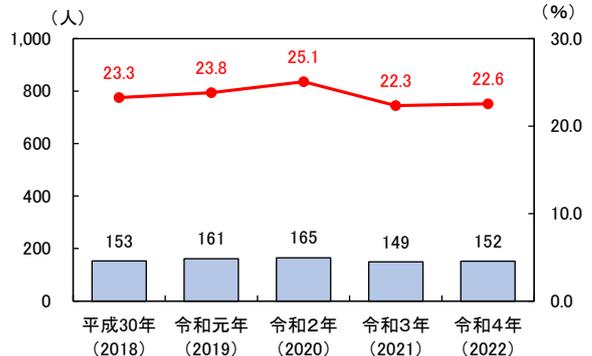
広安校区



木山校区

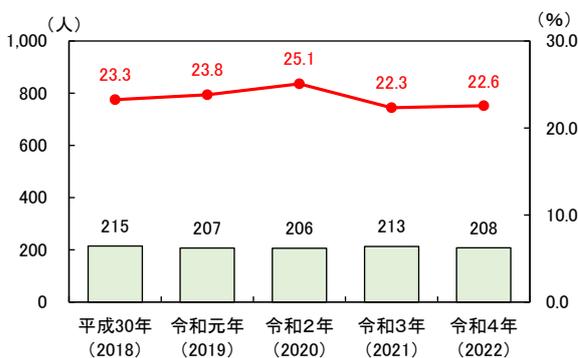


福田校区



● 第1号被保険者に占める割合

津森校区

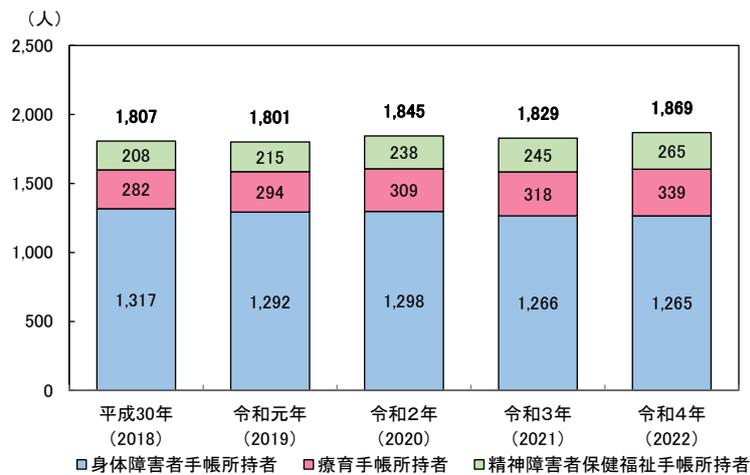


出典：健康保険課(各年3月末日現在)

(4) 障害者手帳交付数の状況

本町の障害者手帳の交付数は横ばい傾向にあり、令和4年には1,869人となっています。

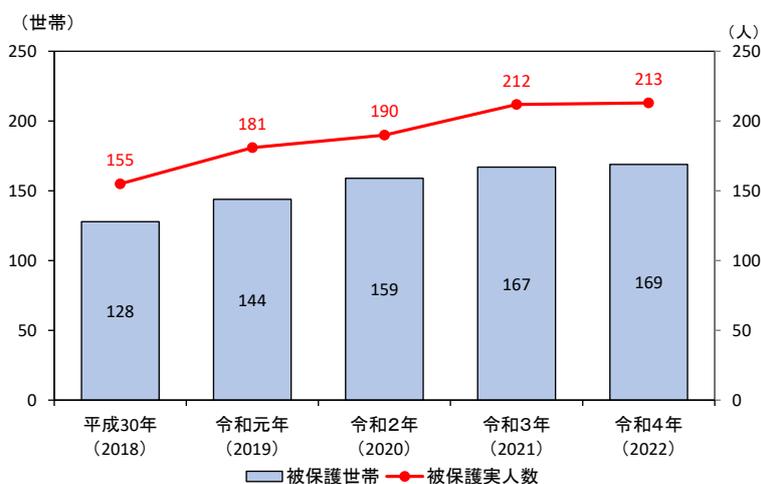
手帳種別にみると、「身体障害者手帳所持者」が手帳所持者全体の約70%を占める一方で、交付数は減少傾向にあります。また、「療育手帳所持者」と「精神障害者保健福祉手帳所持者」はともに増加傾向にあります。



出典:福祉課(各年4月1日時点)

(5) 生活保護受給世帯・受給人数の推移

本町の「被保護世帯数」、「被保護実人数」は、ともに増加傾向にあります。



出典:福祉課(各年3月末日(令和4年は6月末日)現在)

(6) 児童福祉分野の施設

本町の児童福祉分野の施設の入所数は、幼稚園が138人、認定こども園が104人、保育所が1,027人となっています。

施設の種類	設置数	定員	入所数	待機児童
幼稚園	2箇所	330人	138人	0人
認定こども園	1箇所	132人	104人	4人
保育所	12箇所	1,080人	1,027人	

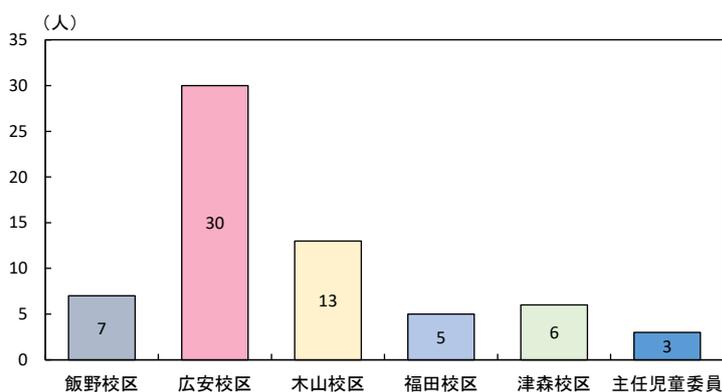
出典:こども未来課(令和4年4月1日現在)

(7) 地域における状況

① 民生委員・児童委員

本町では、定数が64人、うち3人が主任児童委員です。

校区毎にみると、広安校区が30人で最も多く、次いで木山校区13人、飯野校区7人、津森校区6人、福田校区5人となっています。



出典:福祉課(令和4年12月末日現在)

② 要援護者

要援護者とは、災害から自らを守るために安全な場所に避難する等の災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊婦等をいいます。

本町の要援護者のうち、登録申請を行った人は、男性371人、女性580人、合計951人で、そのうち半数を超える方が、障がいがあります。

校区毎にみると、広安校区が481人最も多く、次いで木山校区188人、飯野校区120人、津森校区85人、福田校区77人となっています。

校区名	男性	女性	合計	うち障がいがある方
飯野校区	33人	87人	120人	55人
広安校区	207人	274人	481人	288人
木山校区	74人	114人	188人	105人
福田校区	26人	51人	77人	40人
津森校区	31人	54人	85人	32人
総数	371人	580人	951人	520人

出典:福祉課(令和4年6月末日現在)

2. 町民アンケート結果からみる益城町の現状

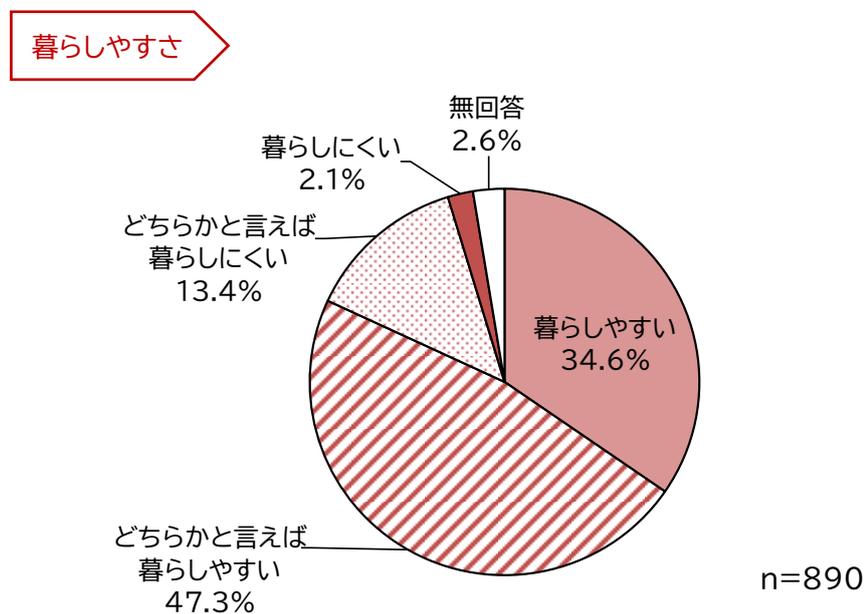
地域における福祉に関する「評価」、「ニーズ」、「課題点」等を把握するために、アンケートを実施しました。

調査時期	令和4年9月20日(火)～10月7日(金)
調査対象者	18歳以上の方から2,000人を無作為に抽出
調査方法	郵送による配布・回収
回収数(%)	890人(44.5%)

(1) 暮らしやすさ

暮らしやすさは「暮らしやすい」が34.6%、「暮らしにくい」が2.1%となっています。

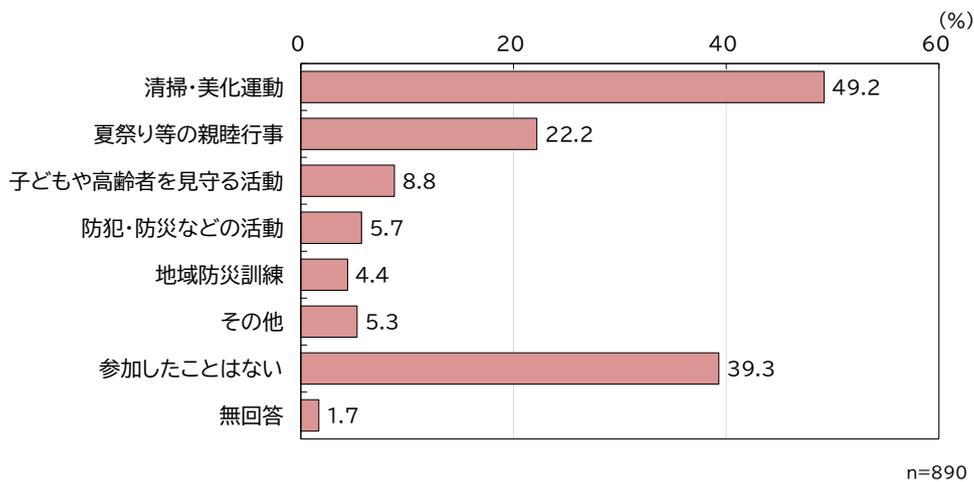
また、「暮らしやすい」と「どちらかと言えば暮らしやすい」を合わせた『暮らしやすい』は81.9%となっています。



(2) 地域活動

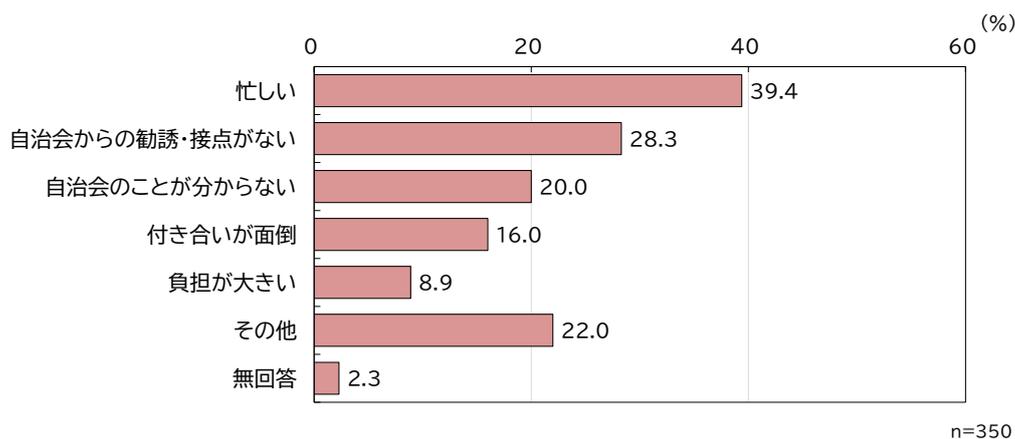
参加経験のある地域活動は「清掃・美化運動」が49.2%と最も多く、次いで「夏祭り等の親睦行事」が22.2%、「子どもや高齢者を見守る活動」が8.8%となっています。

参加経験のある地域活動



地域活動に参加していない理由は「忙しい」が39.4%と最も多く、次いで「自治会からの勧誘・接点がない」が28.3%、「自治会のことが分からない」が20.0%となっています。

地域活動に参加していない理由



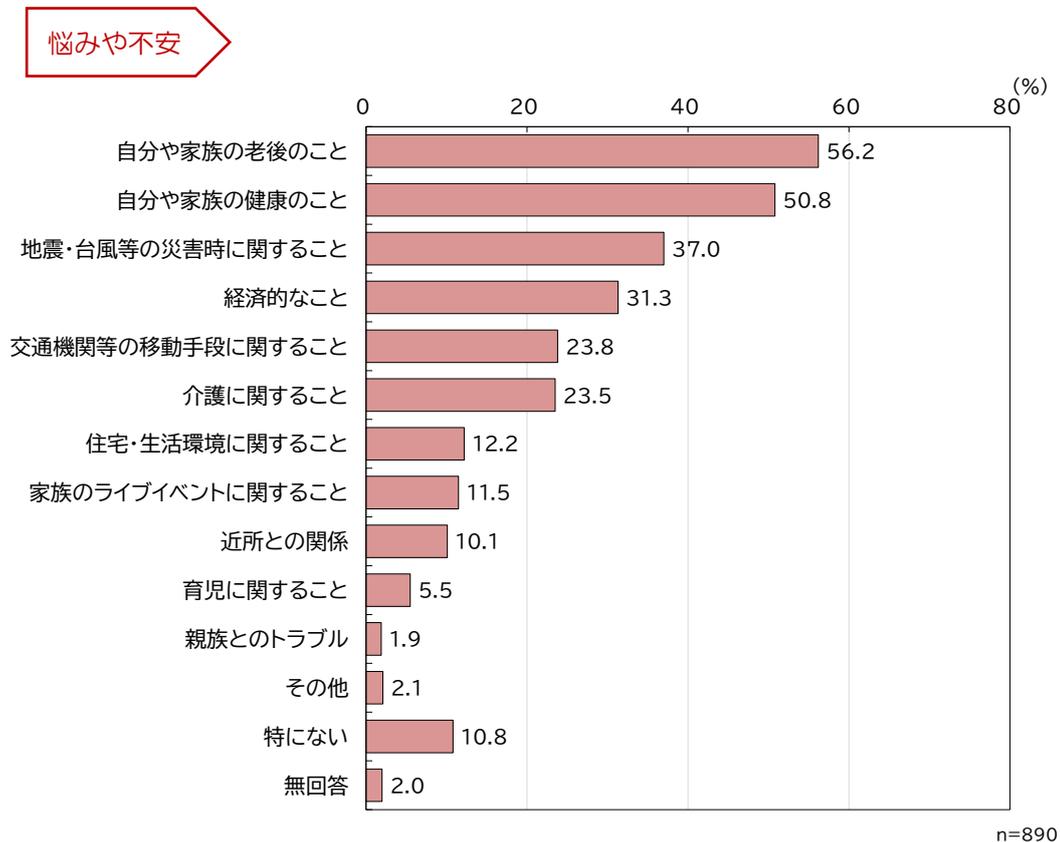
地域のつながりの活性化に重要なこととして、以下のような意見が寄せられました。

地域のつながりの活性化に重要なこと（一部抜粋）

- ◆ 顔見知りになること（あいさつだけでもいい）。交流会、イベント、だれでもが参加できる。または対象をしぼったイベント。
- ◆ だれでもすぐに集う場所がある。
- ◆ ブログや Facebook での発信。
- ◆ 参加しやすい行事を行う（今年はコロナの為ほとんど中止）近くの公園の清掃、草むしりも専門の人ばかりでなく地域の行事として実施したらどうだろうか。
- ◆ スポーツ大会の復活。熊本地震後、開催が難しくなりましたが、子どもからお年寄りまでみんなで顔を合わせ各校区（各地区）応援をし、親睦を深める機会となり、素晴らしいと思います。
- ◆ 気軽に参加できるボランティアがあれば参加したいなと思います（団体への登録等必要ない形がいいと思います）。
- ◆ 地域でどのような交流活動を行っているのか、詳しく知らせたり、参加したりする。

(3) 悩みや不安

悩みや不安は「自分や家族の老後のこと」が56.2%と最も多く、次いで「自分や家族の健康のこと」が50.8%、「地震・台風等の災害時に関すること」が37.0%となっています。



相談しにくい悩みや不安として、以下のような意見が寄せられました。

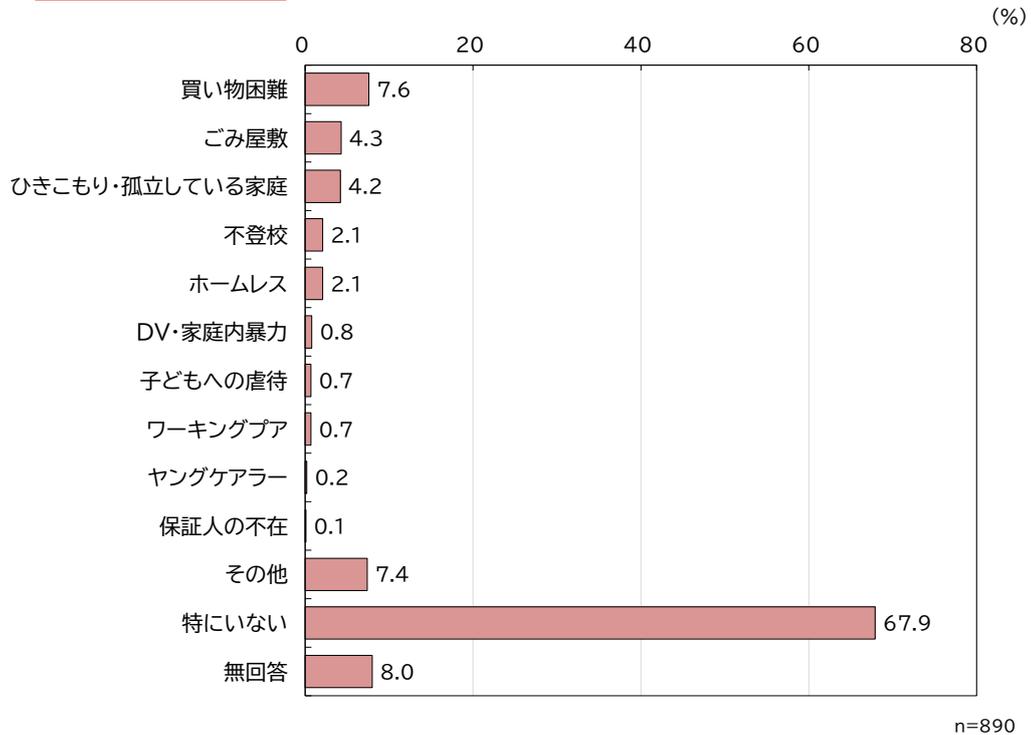
相談しにくい悩みや不安（一部抜粋）

- ◆ 近所トラブル等プライバシーが守られるかどうか心配。うわさになる場合もあるので。
- ◆ 子どもの発達面について。
- ◆ 金銭問題、相続問題、経済的な問題。
- ◆ 家族間のこと。プライドだったり恥とったり。
- ◆ 経済的なことについては相談しにくい。
- ◆ 性的な相談、いじめや不登校についての理由、家庭環境等。
- ◆ 役場で2日間、相談を聞きますみたいなのがあったが、行きたくても仕事で行けない。電話相談ができれば相談しやすいと思う。

(4) 気になる家庭・人

気になる家庭・人は「買い物困難」が7.6%と最も多く、次いで「ごみ屋敷」が4.3%、「ひきこもり・孤立している家庭」が4.2%となっています。

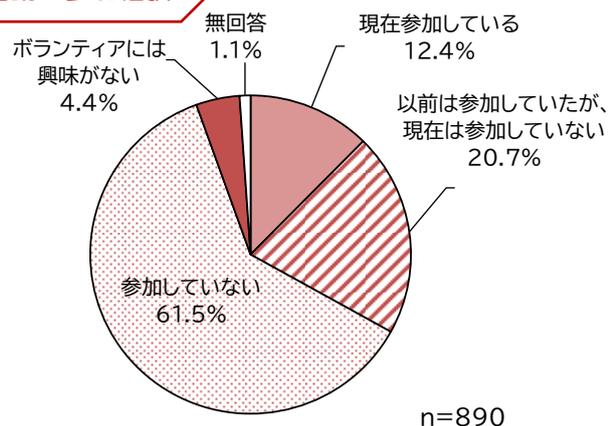
気になる家庭・人



(5) 地域ボランティア活動の参加経験

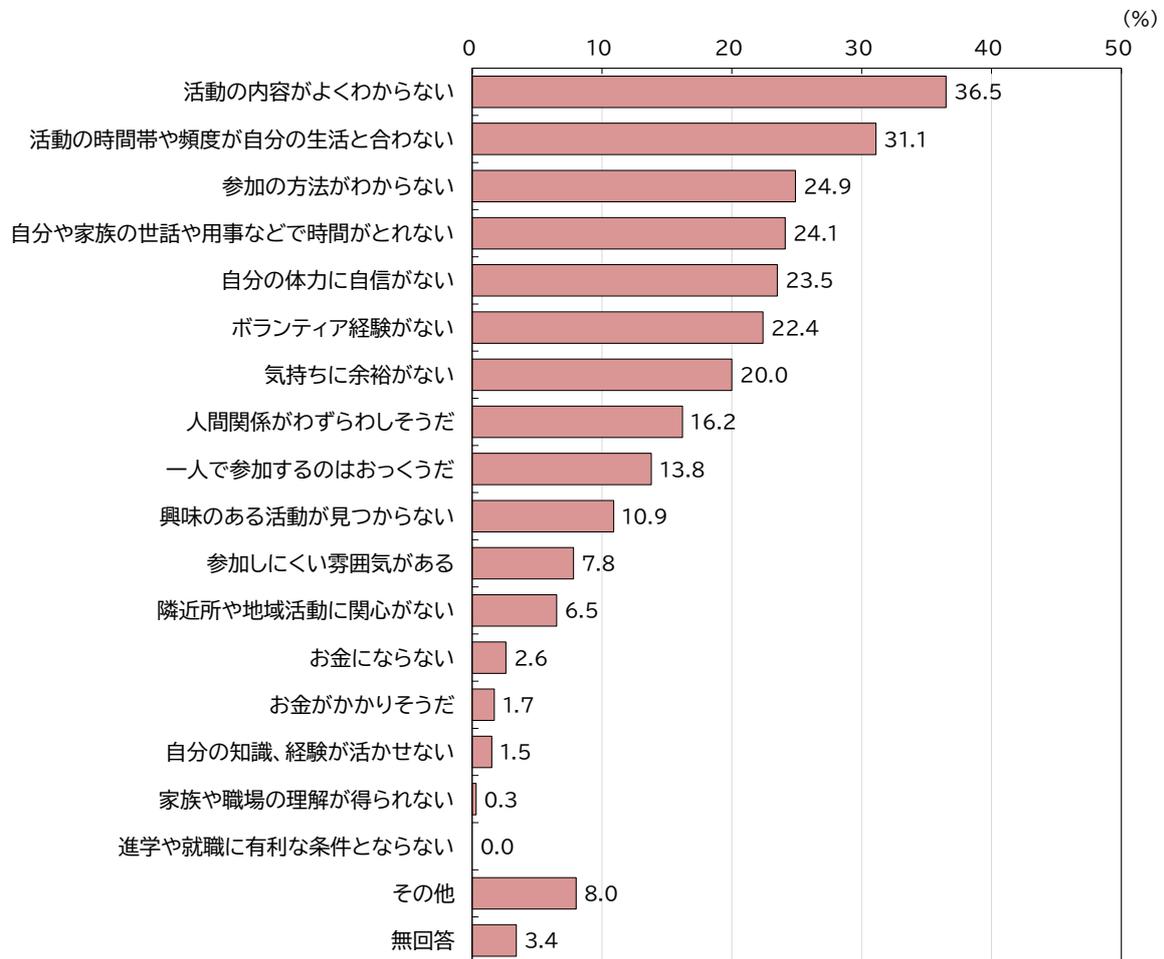
地域ボランティア活動の参加経験は「参加していない」が61.5%と最も多く、次いで「以前は参加していたが、現在は参加していない」が20.7%、「現在参加している」が12.4%となっています。

地域ボランティア活動の参加経験



地域ボランティアに参加していない理由は、「活動の内容及よくわからない」が36.5%と最も多く、次いで「活動の時間帯や頻度が自分の生活と合わない」が31.1%、「参加の方法がわからない」が24.9%となっています。

地域ボランティアに参加していない理由



n=890

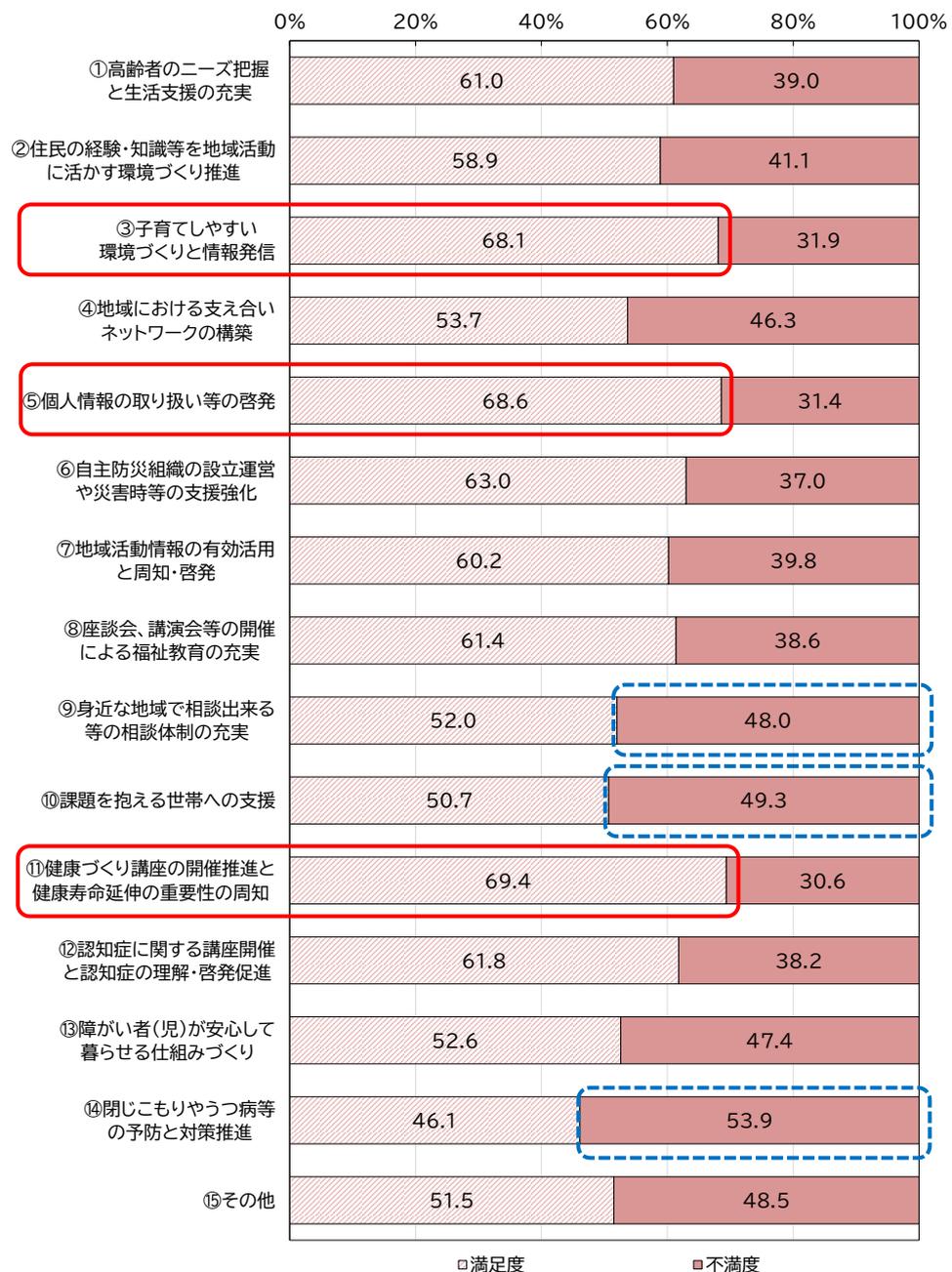
(6) 町の施策の満足度と重要度

① 町の施策の満足度

町の施策の『満足度』は「⑪健康づくり講座の開催推進と健康寿命延伸の重要性の周知」が最も多く、次いで「⑤個人情報の取り扱い等の啓発」、「③子育てしやすい環境づくりと情報発信」となっています。

また、『不満度』は「⑭閉じこもりやうつ病等の予防と対策推進」が最も多く、次いで「⑩課題を抱える世帯への支援」、「⑨身近な地域で相談出来る等の相談体制の充実」となっています。

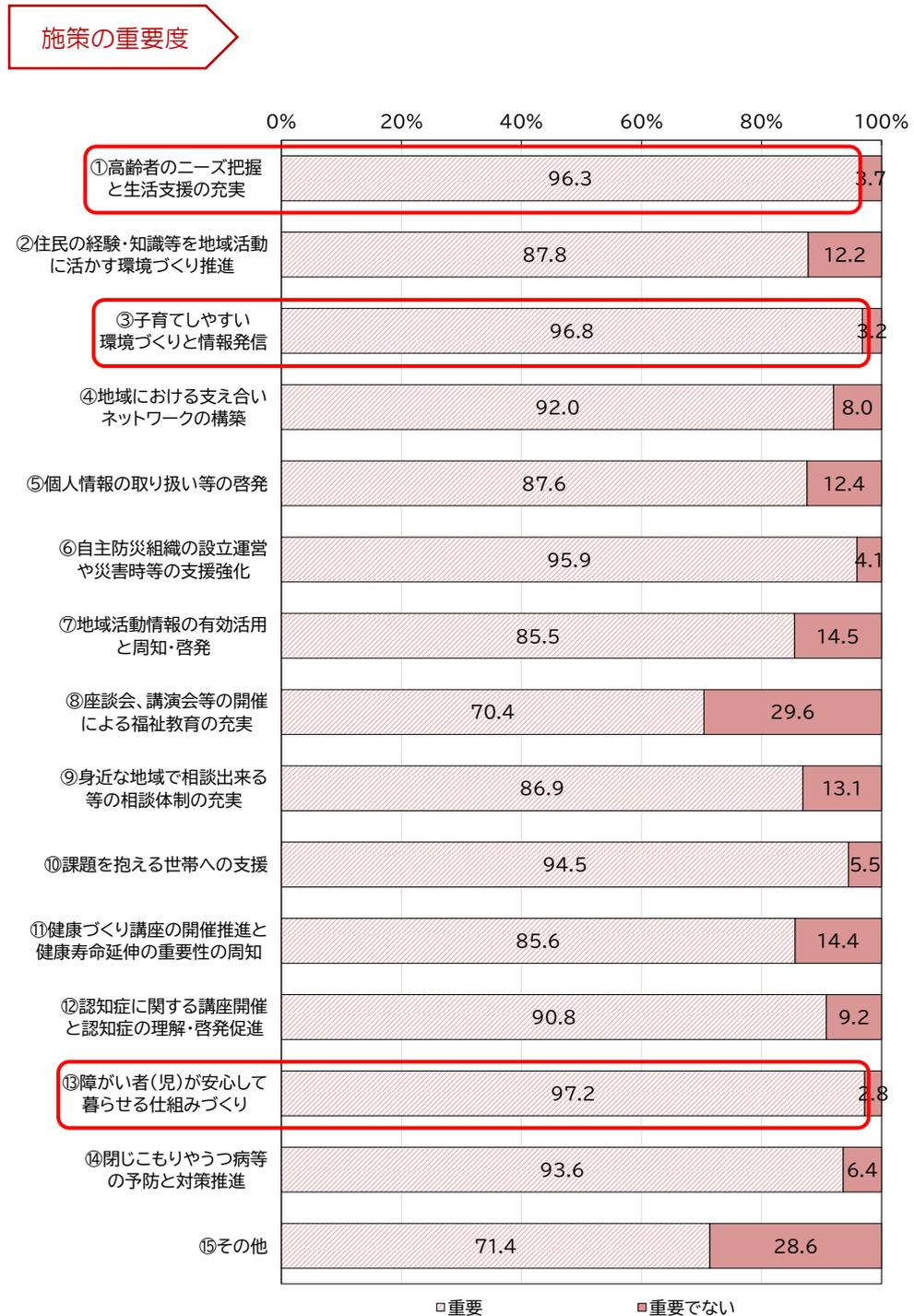
施策の満足度



n=890

② 町の施策の重要度

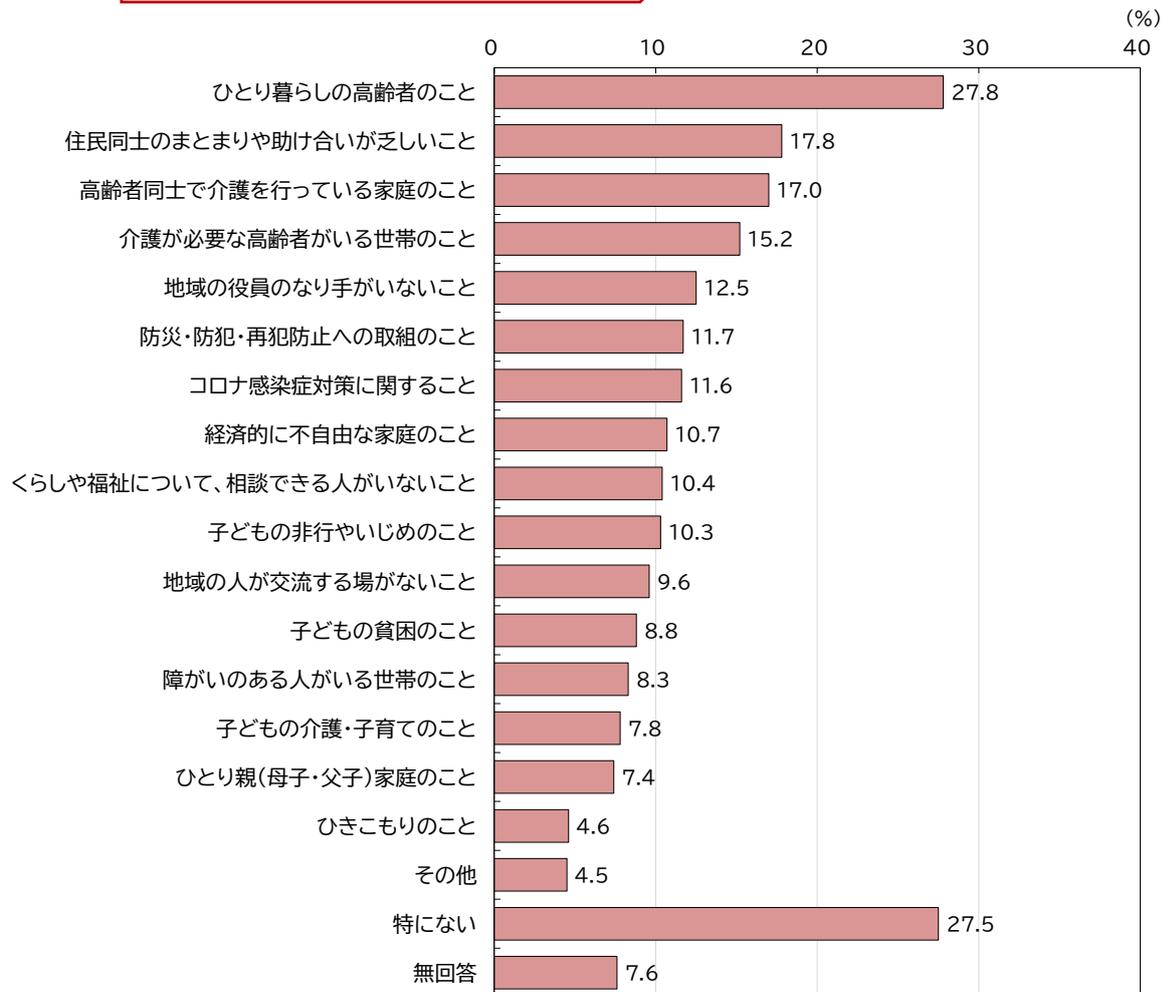
町の施策の重要度は「⑬障がい者（児）が安心して暮らせる仕組みづくり」が最も多く、次いで「③子育てしやすい環境づくりと情報発信」、「①高齢者のニーズ把握と生活支援の充実」となっています。



(7) 何とかしなければならないと感じる問題

何とかしなければならないと感じる問題は「ひとり暮らしの高齢者のこと」が 27.8%と最も多く、次いで「住民同士のまとまりや助け合いが乏しいこと」が 17.8%、「高齢者同士で介護を行っている家庭のこと」が 17.0%となっています。

何とかしなければならないと感じる問題



n=890

3. 民生委員等や関係団体アンケート結果からみる益城町の現状

(1) 民生委員・児童委員、嘱託員アンケート

様々な地域福祉に係る相談に日々対応している民生委員・児童委員、嘱託員に、担当地域の相談対応や既存のサービスでは対応が難しいと思われる課題等についてアンケートを実施しました。

調査時期	令和4年9月20日(火)～10月7日(金)
調査対象者	民生委員・児童委員、嘱託員 130人
調査方法	郵送による配布・回収
回収数(%)	95人(73.1%)

校区	区分	課題
広安西	人材	民生委員・児童委員、高齢者相談・地域福祉委員を引き受けてくれる人がいない、後継者を育成してもらいたい
	相談	財産管理について相談されることがある
	つながり	世帯数も多く、アパートも多いことから、日ごろの近隣住民同士の付き合いが希薄
広安	人材	民生委員・児童委員の人口割、適正配置、見直しが必要(特に人口増加地域)
	相談	本当に支援を必要とする人を民生委員・児童委員として把握する事が難しい
	つながり	団地住民の集会所の利用、活用をスムーズにする必要がある
木山	人材	対象者への連絡(訪問、電話等)や苦情の最前線に対応する民生委員・児童委員の仕事は大変で、説得に行ってもなり手が無い
	つながり	老人会(クラブ)・婦人会・子ども会等何も無い地域があり、自治会全体のコミュニケーション不足と感じる
	防災	ひとり暮らしの方が多く、倒れた時の救急の連絡手段が必要
飯野	移動	飯野校区は、バスの便が少ないので役場へ行くのに沼山津で乗りかえしないといけないので大変
	つながり	地域住民、寄り添う事や情報収集も交流も少なくなった
	防災	軽度の認知症や、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の緊急時の対応
津森	人材	民生委員・児童委員の選任に非常に苦労した
	相談	地域内の知っている人には自分の困っている事を話したくないといったところがある
	つながり	(老人会について)年代間のつながりがない
福田	情報	プライバシーや守秘義務もあるが、できる範囲で社協、役場、学校、民児担当者が、情報を共有できると、もっと支援できる
	人材	嘱託員の福祉に関する説明会(勉強会)等の実施
	つながり	高齢者が地域(歩いて行ける範囲)の中で集まり会話やゲーム、会食等楽しめる場所をもう少しつくっていただければいいのではないかと思う

【回答より一部抜粋】

(2) 関係団体アンケート

団体として把握している、地域における福祉課題や団体の活動上の課題等についてアンケートを実施しました。

調査時期	令和4年9月20日(火)～10月7日(金)
調査対象者	地域福祉の関係機関・団体 35団体
調査方法	郵送による配布・回収
回収数(%)	24団体(68.6%)

分野	課題
高齢者	緊急時に家族が対処できないことが多くある
	地域の理解がなく、生活に孤立している世帯がある(認知症・精神疾患)
	独居で認知症・高齢者夫婦共に認知症となっているケースが以前より目立っている様に感じる
	老人クラブ活動の中で最も大切な事業と位置づけている友愛活動(シルバーヘルパー事業)は、元気な会員が病弱な会員の見守り、話し相手等行っている一方で、民生委員・児童委員、高齢者相談・地域福祉委員が同じような活動をしているため、連携できればと思う
	令和2年よりコロナ禍で上記活動等の休止により、対面での情報交換機会が減少している (ICTを活用する情報交換等は高齢者には難しい面がある)
障がいのある人 高齢者と	各種作業や、勉強会、機材の保管等、活動場所の確保が難しい
	高齢者の単身世帯(もしくは夫婦世帯)が以前に比べ多くなっている
	オレンジサロンに来ることで地域(町)の情報を知ることができるとの声を多数聞くが、情報リテラシーが低い高齢者への情報発信方法を検討する必要があると感じられる
高齢者とその他	地震・コロナで思うように活動ができていない
	会のメンバーが少ない。増えない。若い人(40代～60代)がいない →平日の活動が主なので、フルタイムで働く人が参加できないと言われたことがあるが、高齢者は休日は自分や家族のために休むという感覚
児童	情報を必要としている人は多いと思われるが、その人達に届かない お知らせを広くしたいが、提供数がボランティアでの活動のために限定になってしまうこと
その他	若年層の掘り起し
	中高生を対象としたきっかけづくりの機会の不足
	スタッフの高齢化もあり将来への不安がある
	出店者メンバーの高齢化 若い世代だけで固まるよりも多世代にネットワークを広げることが日頃から必要

【回答より一部抜粋】

4. ワークショップの結果

町内2圏域毎に、地区の将来像とその実現のためにできることについて話し合っていました。

開催	班	将来像(キャッチコピー)	地域でできること等
10月13日(木)	A	公園等の多世代交流の場が多いまち (子ども用の遊具だけでなく高齢の方向けの健康アイテムのある場所等)	<ul style="list-style-type: none"> 学校のイベントに参加する、またお手伝いをする 地域ぐるみのゴミ拾い 等
	B	楽しく盛りあがる地域	<ul style="list-style-type: none"> サロンの充実や盛り上がる方法を考える 区長の仕事をみんなで分担 等
	C	高齢者から若者までみんなが楽しく集う活気のあるまち	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者と若者の話し合う場をつくる 高齢者と子どもと一緒に参加できるイベント(BBQ等)を開催する 等
	D	子どもが増えて誰でも病気をしても安心して笑って過ごせる町	<ul style="list-style-type: none"> お出かけ支援を行う 子育て中の悩み相談会の実施 等
10月14日(金)	A	あいさつにはじまり暮らしやすいまちにしよう!!	<ul style="list-style-type: none"> 散歩等ですれ違ったときに挨拶をする 定期的にお茶会を開く 等
	B	子育て支援の充実と高齢者に優しい笑顔あふれる町づくり	<ul style="list-style-type: none"> お月見会やお祭等の交流の場をつくる 子どもの送り迎えを手伝う 等
	C	「近助」のおつきあい	<ul style="list-style-type: none"> いろんな世代が「やれること」「やってみようと思うこと」を行う 地域行事への参加の声掛け 等
	D	若者が夢を持って、助け合いとつながりが生まれる活気あふれるまち	<ul style="list-style-type: none"> 地域行事の復活(祭り等) 地域や近所の助け合いについて考える人を増やす 等

災害公営住宅移行者を対象としたワークショップでは、地域の困りごとや課題、それを解決するために地域でできることについて意見を出し合っていました。

開催	班	困りごと・課題	地域でできること等
10 月 20 日 (木)	A	<ul style="list-style-type: none"> コロナの下での入居だったため、団地の全体顔合わせができず、入居者の実態がわからない 集会所の鍵の問題で、自由に利用できない 等	<ul style="list-style-type: none"> ラジオ体操をやっている ※実際に実施しており、団地以外の方も参加し、参加者は増えている <ul style="list-style-type: none"> 住民同士で集会所を気軽に使える仕組みを考える場をもつ(どんな風に使いたいかな等) 等
	B	<ul style="list-style-type: none"> 団地同士でコミュニケーションがほしい 世代間交流があるのかわからない 茶話会やサロンの参加者が少ない 等	<ul style="list-style-type: none"> あいさつ 草むしり等の集まる機会に声掛けを行い、それを続けていく 隣近所で物の貸し借りをする 等

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

第4期計画においての基本理念は、今までの計画で掲げてきた理念をふまえ、さらなる地域共生社会の実現に向けて行動していくため、「未来に向かって 地域で支え合う 福祉のまち 益城」としました。

未来に向かって、すべての町民が強いきずなで支え合えるように、コミュニティを活性化するとともに、地域と関係する機関の連携を強化し、誰も取り残さない支援を行えるまちづくりを進めていきます。

基本理念

未来に向かって 地域で支え合う 福祉のまち 益城

基本目標

基本目標 1 支え合いとつながりを大切にした地域づくり

基本目標 2 安心していきいきと暮らし、活躍できる地域づくり

基本目標 3 困りごとを見過ごさない地域づくり

2. 計画の基本目標

誰もが住み慣れた地域で、すべての住民が安心して暮らしていける地域共生社会を実現するために、3つの基本目標を設けて計画を推進していきます。

基本目標 1 支え合いとつながりを大切にした地域づくり



地域共生社会を実現するためには、住民の支え合いとつながりから生まれる助け合いが必要不可欠です。そのためには、地域での日ごろからの交流の推進や福祉に関する理解を促す取組みを進めていきます。

基本目標 2 安心していきいきと暮らし、活躍できる地域づくり



すべての住民が安心していきいきと暮らせる地域づくりには、住民一人ひとりが、生きがいを持ち、健康に生活できることが重要です。地域の課題を把握し、活性化するための取組みを推進します。また、災害や緊急時の見守り体制を検証し、熊本地震の経験を今後活かしていきます。

基本目標 3 困りごとを見過ごさない地域づくり



困っていても声を上げられずにいることがないように、支援が必要な人が、必要な福祉サービスを受けられることが大切です。困りごとを気軽に相談したり、困りごとを抱える人に気づき、支援につなげることができる体制の強化を図るための取組みを進めていきます。

3. 計画の重点プロジェクト

本町では、誰もが住み慣れた地域で、すべての住民が安心して暮らしていける地域共生社会を実現するために、「重層的支援体制整備事業の推進」「コミュニティの活性化の推進」「地域との連携体制の構築・強化」の3つを重点プロジェクトとし地域福祉の推進に取り組みます。

(1) 重層的支援体制整備事業の推進

誰もが安心して益城町で暮らしていくことができるために…

福祉制度・政策と、人びとの生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から現れる支援ニーズとの間にギャップが生じてきたことを背景とし、令和2年6月の改正社会福祉法で包括的支援体制整備を加速化させるため、「重層的支援体制整備事業」が新たに創設され、令和3年4月から施行されています。

本町では令和3年度から「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」を活用し、準備を進めており、令和5年度から事業を実施します。

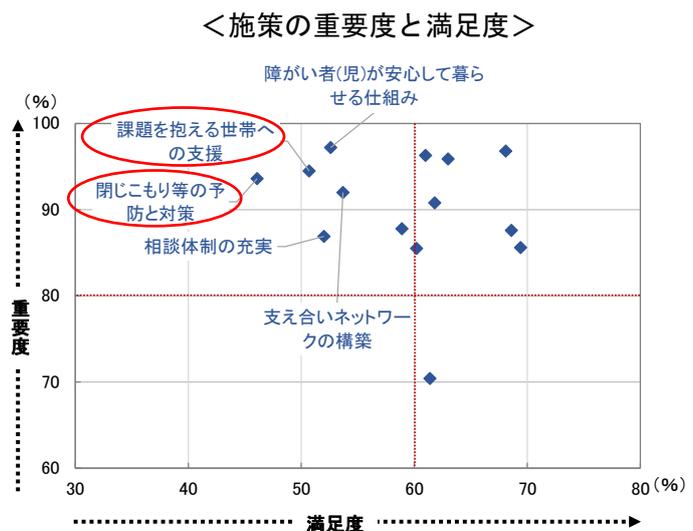
アンケート結果でも「課題を抱える世帯への支援」や「閉じこもり等の予防と対策」の重要度は高く、満足度は低くなっています。

このように「課題を抱える世帯への支援」や「閉じこもり等の予防と対策」等の課題の支援を行っていくためにも、重層的支援体制整備事業を推進し、誰もが安心して本町で暮らしていくことができるよう取り組みます。

重層的支援として「相談支援」では、アウトリーチ等を通じた継続的な取り組みが必要です。

地域にアウトリーチし、地域生活課題に関する相談を受けとめる場の構築を目指していきます。また、地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握を行っていきます。

「参加支援」としては、本人やその世帯の支援ニーズを踏まえた丁寧なマッチングや多彩なメニュー作り等を行い、地域の社会資源との間の調整を継続的に行うことで、多様な社会参加の実現を目指します。



「地域づくりに向けた支援」については、子ども、障がい、介護、生活困窮等の地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を検討していきます。地域のコミュニティに対して、住民自らが地域の生活課題について解決を試みることができるような働きかけや支援を行い、地域の生活課題について考える意識の醸成を促します。また、課題を抱えた人や世帯が、気軽に立ち寄り交流ができる拠点の整備についても、地域住民や関係機関とともに検討を進めていきます。

内 容	目 標
重層的支援体制整備事業の推進	令和5年度に開始し、評価・改善を行いながら取り組む



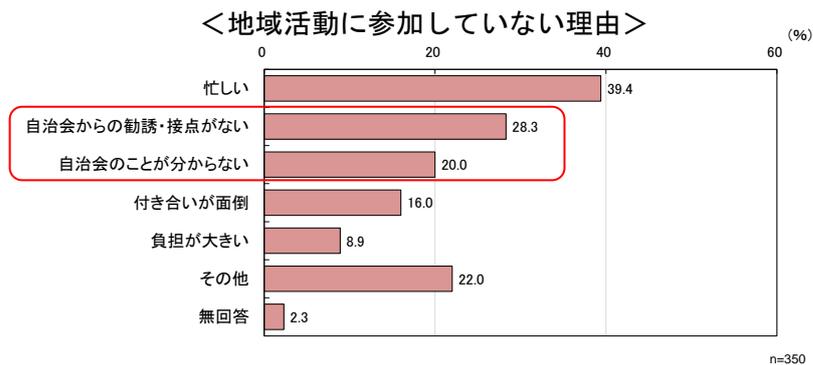
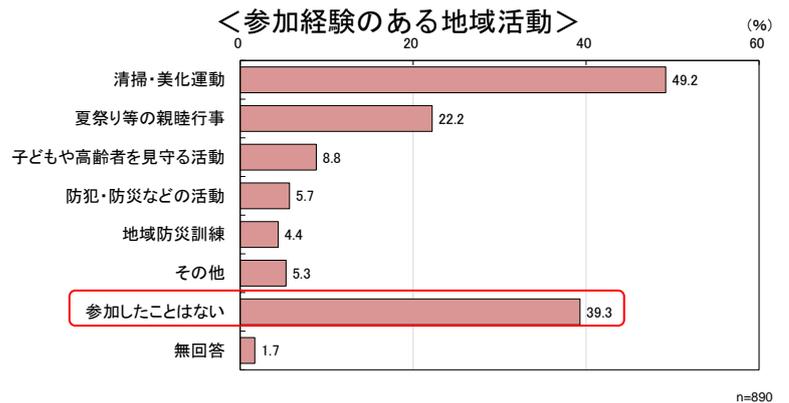
(2) コミュニティの活性化の推進

地域でのつながり・支え合いの輪を広げていくために…

コミュニティの希薄化の背景として、人口減少、少子高齢化、核家族化、災害による既存コミュニティの分断等、様々な要因が考えられます。

地域でのつながり・支え合いの輪を広げ、地域でできることは協力してできるようにするためにもコミュニティの再構築は急務であると考えられます。そのためにも、まずは地域住民が地域の活動に参加し、お互い顔見知りの関係を作ることによって地域でのつながりができ、そして支え合いにつながると考えます。

アンケート調査の結果をみると、地域活動に「参加したことはない」が39.3%となっており、今後はこの割合を減らしていくことが重要になります。「忙しい」を除いた参加しない要因で上位にあがっている「自治会からの勧誘・接点がない」「自治会のことが分からない」について、接点ができるようにしたり、知ってもらうことができるように情報発信や提供等により改善を図っていきます。



内容	現状 (令和4年度)	目標 (令和9年度)
地域活動への参加経験者を増やす (アンケートで地域活動に 「参加したことはない」の割合を減少させる)	39.3%	33.6%

(3) 地域との連携体制の構築・強化

様々な団体が協力して地域のための活動を行うことができるために…

支え合いの基本は、住民の行動ですが、活動する住民（担い手）だけでなく、担い手の相談に乗り、担い手同士をつないだり、担い手を的確な活動場所へとつないだりする、コーディネーター的役割が必要です。

地域では民生委員・児童委員、区長、ボランティア団体、高齢者相談・地域福祉委員等といった様々な主体・団体が活動しています。

これらの団体がお互いに連携協力し合うことでより円滑な地域活動が可能となります。

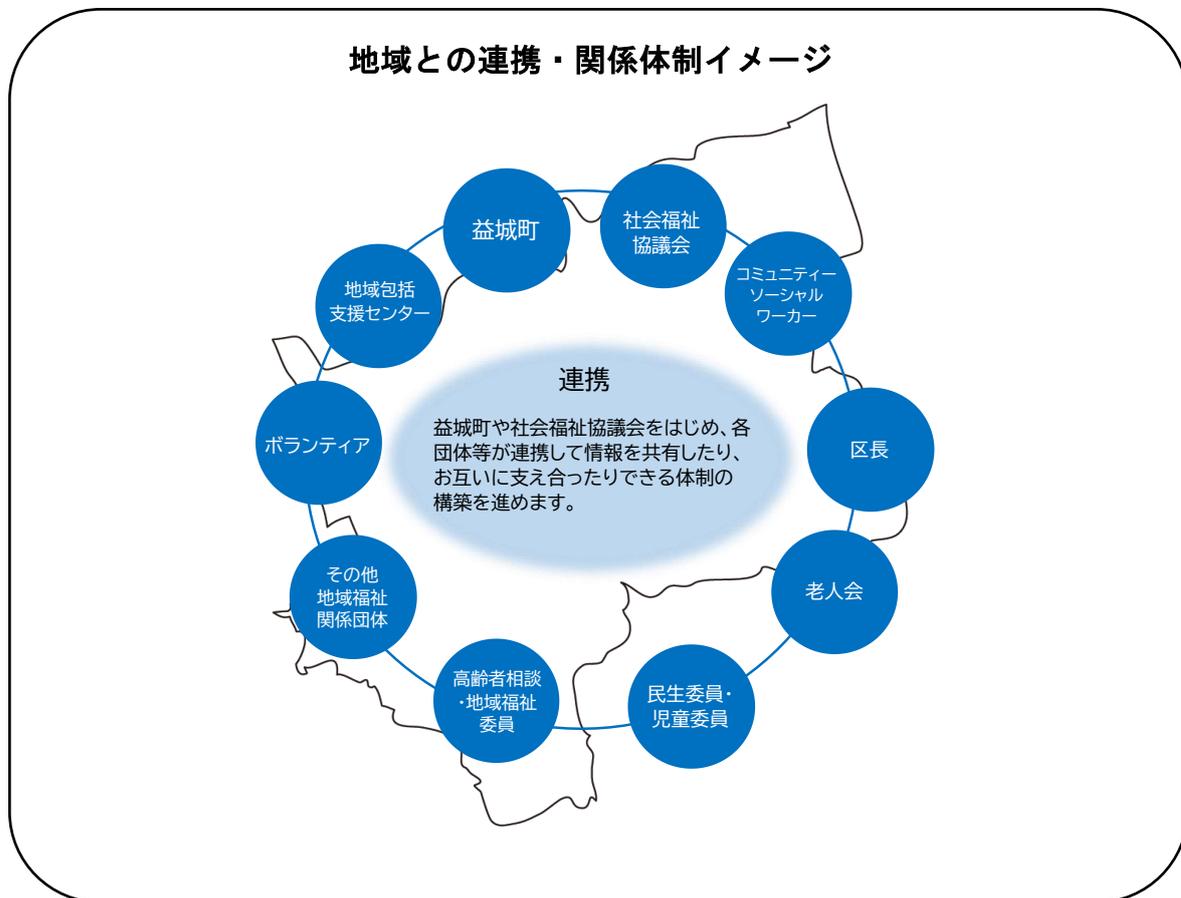
現在でも、民生委員・児童委員の例会や多職種連携会議等が定期的で開催され、高齢者相談・地域福祉委員の社協への月次報告等が行われていますが、多様化した課題に対応するために必要な、より実務的な主体間での顔合わせの機会が設けられていない状況です。

それぞれの行っている行動に関心を持てるように、地域での各団体の交流の場を数多く設け、さらに問題解決を行うための協力関係を築くことが必要です。

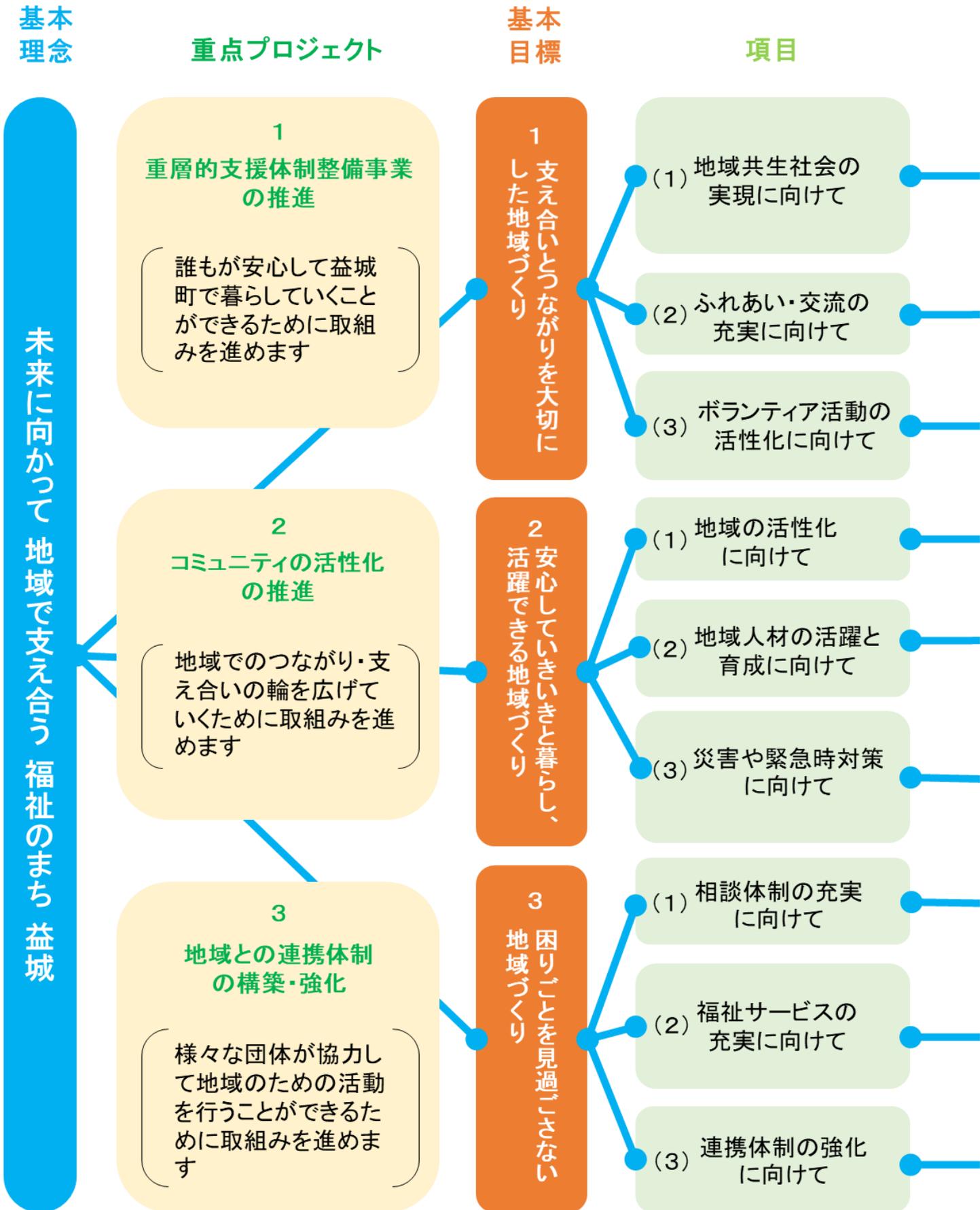
益城町や社会福祉協議会を始め、地域福祉関係機関、学校関係機関等との横の連携を活性化して、情報の提供、活動の支援、各種相談への対応を、より円滑に行える関係構築に努めます。



内 容	目 標
地域交流の場の推進	地域交流の場の 開催回数や開催地区を増やす



4. 計画の体系



益城町の取組み

社会福祉協議会の取組み

- 支え合い意識や活動の向上
- 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 地域共生社会実現のための活動の推進
- 高齢、障がい、子ども・子育て等の各福祉分野の支え合いの取組み

- 地域包括ケアの深化・推進
- 民生委員・児童委員等と連携した見守り活動
- 障がいの理解促進等のための交流会や啓発の実施
- 福祉ワークショップの開催
- 地域での子育ての推進

- ふれあい・交流活動の推進
- 地域で行われるコミュニティ活動の支援
- 多世代交流の推進

- 地域コミュニティ支援の充実
- 「地域の縁がわ」事業の支援
- 交流機会の推進

- ボランティア人材の育成や確保への支援
- ボランティア活動の推進のための情報提供や啓発

- ボランティア人材の募集と養成
- 学校と連携したボランティア活動の推進
- ボランティア活動の支援
- 地域福祉まつりの開催

- 地域活動の活性化
- 多様な主体による地域活動の推進

- 地域活性化のための課題の把握
- 地域行事の開催支援
- 地域サロンの推進

- 地域福祉活動の担い手の育成
- 主体的な地域福祉活動の促進

- 地域サロンサポーター養成講座の開催
- 支え合いの仕組みと活躍の場の提供
- 地域福祉合同研修の実施
- 福祉体験学習の実施
- 高齢者の活躍支援

- 災害や緊急時等の備えの充実
- 地域と連携した防災体制の構築
- 福祉の視点からみる災害発生時の対応

益城町再犯防止推進計画

- 犯罪、非行防止及び更生のための広報・啓発活動の推進
- 「社会を明るくする運動」等の啓発活動を推進
- 保護司会等と連携した相談支援

- 地域防災力の強化
- 災害ボランティアセンター
- 社協活動の広報

- 課題に寄り添った相談体制の構築・強化
- 身近に相談できる体制の構築・強化
- 多様な主体と連携した相談体制の構築・強化

- コミュニティーソーシャルワーカー（CSW）配置事業の実施
- 福祉相談の充実
- 相談体制強化に向けた連携

- 福祉サービスの質の確保と充実
- ライフステージにあった健康教育の推進
- 高齢者等の権利擁護
- 認知症施策の推進

- 見守り体制の充実
- 認知症に関する地域支援
- 介護に関する福祉サービスの充実
- 成年後見・市民後見等の検討
- 生活困窮者への支援

- 社協や地域の多様な主体との連携強化
- 庁内の体制と連携強化

- 福祉関係団体事務局への協力と事業所との連携
- 町や地域の多様な主体との連携強化
- 関係団体への活動支援

第4章 計画の内容

基本目標1 支え合いとつながりを大切にした地域づくり

（1）地域共生社会の実現に向けて

現状と課題

「地域共生社会」を目指すため、様々な団体が連携を図り、地域における支え合い・助け合いのネットワーク構築や強化を行っています。また、住み慣れた地域で暮らせるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を目指し、自立支援、介護予防・重度化防止、在宅医療・介護連携や認知症施策等の実施を通じて、地域包括ケアシステムを推進しています。ただし、近年に多く見られる、個人や世帯の抱える複雑化した課題について、速やかに情報共有し、役割分担を行い、関係各課・関係機関と連携しながら支援する体制の構築が必要となっています。

地域包括ケアシステムを推進していくためには、関係各課、関係機関とのさらなる連携が必須であるため、様々な機会を活用しながら、町の現状の共有、地域課題を把握し、各事業を推進していく必要があります。

取組みの方針



地域共生社会の実現のためには、一人ひとりの意識や地域間での協力が不可欠です。支え合いの意識や活動の向上のため、情報提供や啓発活動を実施します。また、「地域包括支援センター」が地域包括ケアシステムの中核機関としての機能を果たせるよう、継続的に支援していきます。

さらに、民生委員・児童委員、高齢者相談・地域福祉委員への活動支援や、庁内の関係課、関係機関等と連携を図りながら、個人や世帯の相談を受け止め、支援を行っていきます。

益城町の取組み（取組み方針）

支え合い意識や活動の向上

地域共生社会を実現するには一人ひとりの意識や行動及び地域間での協力が重要になります。一人ひとりの地域のつながりや支え合いの意識向上のために広報・周知及び地域のニーズの把握等を行います。

【益城町の取組み】

- 意識向上のための情報提供及び啓発活動を実施します。
- 様々な機会を活用したニーズの把握を行います。
- 支え合いネットワークの構築に努めます。



アンケート結果より

助け合いを活発にする為に必要なことについて聞いてみると、「隣近所の住民同士の普段からの付き合い」が69.1%と最も多く、日常的なつながりが大切であることを、多くの住民が感じていることが分かります。

【助け合いを活発にする為に必要なこと】



n=890

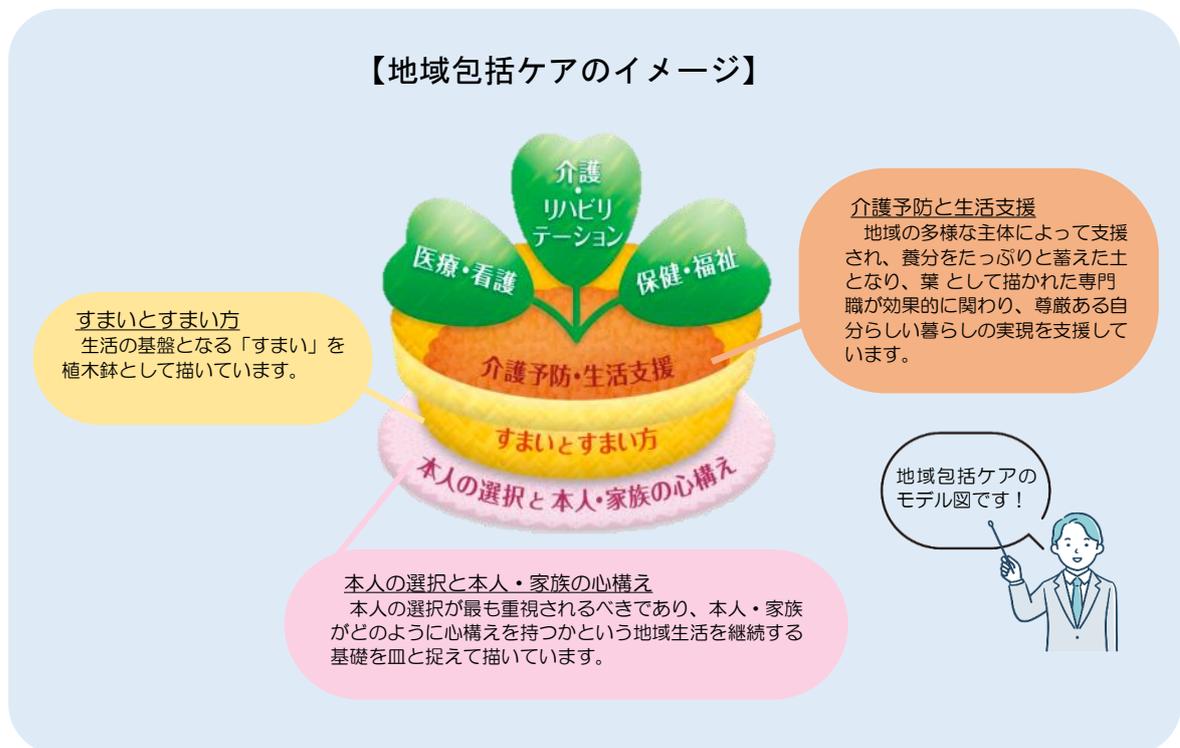
地域包括ケアシステムの深化・推進

誰もが住み慣れた地域で生活できるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステムの深化・推進」に取り組みます。また、地域包括支援センターは「地域包括ケアシステム」の中核機関として位置付けられているため、その機能を最大限に発揮できるように支援を行います。

【益城町の取組み】

- 地域包括ケアシステムの深化・推進に努めます。
- 地域包括支援センターへの支援を行います。
- 生活支援体制整備事業を推進します。

【地域包括ケアのイメージ】



地域共生社会実現のための活動の推進

地域で共生の理念を実現させるためには、公的な施策だけではなく地域活動が行われていること、継続できること等、地域で支え合う仕組みやその維持も重要です。そのために、地域福祉と関わりが深い人や団体が活動しやすいような支援を行います。

【益城町の取組み】

- 民生委員・児童委員等に対する活動支援及び情報提供を行います。
- 地域で活動している団体等への活動支援及び情報提供を行います。
- 個人情報取り扱いや守秘義務を守ることにに関する啓発に努めます。

高齢、障がい、子ども・子育て等の各福祉分野の支え合いの取組み

世代や分野を超えて支え合い、助け合って地域で暮らしていく必要があり、その仕組みを行政や社会福祉協議会が連携して支援していくことが重要です。

【益城町の取組み】

- 高齢者や障がいがある人に対する思いやりや理解の向上に努めます。
- 高齢者、障がい者（児）、子ども等の見守り活動を推進します。
- 障がい者団体等の当事者団体の活動支援を行います。
- 障がい者（児）が地域で安心して暮らせる仕組みづくりを検討します。
- ユニバーサルデザイン、バリアフリーを推進します。
- 地域で子育てしやすい環境づくりに努めます。

社会福祉協議会の取組み

地域包括ケアの深化・推進

本町では、全世帯を対象とした地域包括ケアを推進しています。従来の課題の他に、8050問題、ヤングケアラー、ひとり暮らし高齢者、障がいのある人、子ども等の課題が確認されており、生活ニーズの把握や地域支援とのマッチング等、より深化した取組みが必要となってきています。

【具体的な取組み】

- 多職種連携・地域ケア会議に参加します。
- 生活困窮者等自立支援事業支援調整会議を開催します。
- 地域資源の情報提供を行い、地域活動への参加を支援します。
- 見守りネットワークの推進を支援します。
- 困難事例への対応を行います。

民生委員・児童委員等と連携した見守り活動

ひとり暮らし高齢者、在宅介護者、要支援者等の生活課題を抱えている個人・世帯の実態把握を行います。

【具体的な取組み】

- 区長、民生委員・児童委員等による見守り活動を支援します。
- 高齢者相談・地域福祉委員の研修を行います。
- 民生委員・児童委員、高齢者相談・地域福祉委員等の情報共有会を開催します。

障がいの理解促進等のための交流会や啓発の実施

地域での障がいのある人への理解促進やノーマライゼーション推進のために、福祉団体親善スポーツ大会や福祉体験学習（車いすやアイマスク体験）等の交流や体験の機会を作ります。また、障がい関連事業所等での地域住民との交流を促進します。

【具体的な取組み】

- 福祉団体親善スポーツ大会を開催します。
- 小学校で福祉体験学習を行います。
- 町内介護施設等に協力いただき体験学習を実施します。

	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度
スポーツ大会			1回（各年度）		
福祉体験学習			2回（各年度）		

福祉ワークショップの開催

地域の課題把握や情報共有の場として、継続的に福祉ワークショップを開催することは重要です。今後もテーマを決めて福祉ワークショップを定期的の実施します。

【具体的な取組み】

- 行政区毎に福祉ワークショップ（福祉座談会）を開催します。

	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度
福祉ワークショップ （福祉座談会）の開催			24回（各年度）		

地域での子育ての推進

子どもの世代間交流や子育て世代の交流会が地域で実施できるように推進します。また、親子講座や子育ての楽しさを地域で共有するためのイベントを検討し、地域での子育ての推進に努めます。

【具体的な取組み】

- 子どもの見守り活動を支援します。
- 親子講座を開催します。
- 子育ての楽しさを共有する催しを検討していきます。
- 町と連携して、子どもたちへの活動を支援します。

	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度
親子講座			4回（各年度）		

(2) ふれあい・交流の充実に向けて

現状と 課題

地域でのふれあいや交流を行う場所である公民館等が、熊本地震によって被害にあったため、公民館等の再建や改修の支援を行っています。また、災害公営住宅の建設に当たっては、共有スペースを設置し、地域コミュニティの向上を図っています。

ただし、新たに築かれていくコミュニティについて、十分に住民同士のふれあいや交流の機会が設けられているとはいえません。引き続き、地域で行われているコミュニティ活動を活性化する支援を検討する必要があります。

取組みの方針

地域住民が安心して暮らしていくためには、地域住民のふれあいや交流が必要不可欠です。

公民館等の再建が順調に進み、住民同士が身近な場所で交流し、コミュニティ活動を活性化させ、今後も継続するために必要なことを検討します。引き続き活動を支援し、地域で行われている地域コミュニティの向上を図るとともに、震災で生まれた絆を大切に、地域活動に活かせるような支援を検討します。

また、子どもから高齢者までの様々な世代の交流を促進していきます。



益城町の取組み（取組み方針）

ふれあい・交流活動の推進

地域住民同士が身近な場所で交流し、顔が見えるつながりができるよう、住民の主体的な交流活動を推進します。

【益城町の取組み】

- 自主的な活動ができるように情報提供等を行います。
- 交流を深めることができる地域での居場所づくりに努めます。
- 震災時の各関係機関との連携や支援体制を地域活動に活用します。

地域で行われるコミュニティ活動の支援

地域で行われているコミュニティ活動を活性化させ、今後も継続していけるようにするための支援を検討します。また、地域によっては担い手不足や参加者が少ない等の課題があるため、地域間で協力できるようにするための情報提供や環境づくりに努めます。

【益城町の取組み】

- 公民館等で行われる地域コミュニティ活動を推進します。
- 広報紙等を活用して地域で行われているコミュニティ活動の紹介等を行います。
- 地域間で協力ができるように情報共有の場づくり等を行います。

多世代交流の推進

子どもから高齢者まで様々な世代での交流を促し、不安や悩みの解決、生きがいづくり、活躍の場づくりにつなげます。

【益城町の取組み】

- 高齢者が培ってきた知識や経験を活かし活躍できる場の提供を行います。
- 気軽に様々な世代が集まることができる場をつくります。

社会福祉協議会の取組み

地域コミュニティ支援の充実

地域行事や研修会等を開催・参加し、社会福祉協議会職員と地域住民との顔見知りの関係をつくり、身近に感じてもらえるような支援を行います。

【具体的な取組み】

- 行政区毎に福祉ワークショップ（福祉座談会）を開催します。※再掲
- 職員は地域行事（みんなの夏祭り、清掃活動、地域防災訓練等）に参加します。

「地域の縁がわ」事業の支援

地域のつながりを強化するために「地域の縁がわ」事業の紹介や先進事例の情報提供等を行います。また「地域の縁がわ」事業を支援し、地域での複合的な課題を発見し、適切な機関につなげる体制の構築を行います。

【具体的な取組み】

- 「地域の縁がわ」事業の紹介や先進事例の情報提供を行います。

交流機会の推進

地域住民の交流を推進するためにふれあい交流会を開催します。また、交流会に参加できない人とのつながりを確保するためにメッセージカード等で交流できるような仕組みも検討します。

その他にも福祉団体親善スポーツ大会を開催し、各団体の交流支援に努めます。

【具体的な取組み】

- ふれあい交流会を開催します。
- 福祉団体親善スポーツ大会を開催します。※再掲

(3) ボランティア活動の活性化に向けて

現状と課題

高齢者ニーズの把握や地域資源のマッチングを行い、買い物や掃除等の生活支援の仕組みづくりを検討しています。また、高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かし、生きがいと健康保持のために働くことができる環境づくりや活躍できる場の情報提供を推進してきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の流行により、ボランティアまつりの開催中止や顔を合わせての活動が制限されたため、ボランティア活動の活性化に向けた十分な活動ができていません。

取組みの方針

震災後に様々なボランティア活動が行われており、この経験を今後のボランティア活動につなげていくことが重要です。

ボランティアや福祉に関する理解や啓発を引き続き行い、人材育成と確保に取り組んでいきます。

また、ボランティアを必要とする人と、ボランティア活動に参加したい人とのマッチングがスムーズにできるような情報提供が必要となるため、地域資源の掘り起こしやニーズの把握については、引き続き行い、生活支援の仕組みの充実を図ります。



益城町の取組み（取組み方針）

ボランティア人材の育成や確保への支援

福祉に関する座談会や講演会等、福祉に関することを学ぶ様々な機会の提供を後押しし、ボランティア人材の育成や確保への支援を行います。

【益城町の取組み】

- 福祉についての座談会や講演会等の開催を支援し、福祉教育の充実を図ります。
- ボランティアに興味がある人を対象にした養成講座の開催を支援し、理解と啓発に取り組みます。
- 経験や知識・技能を地域活動等に活かせるような環境づくりに努めます。

ボランティア活動の推進のための情報提供や啓発

地域住民が福祉活動に興味を持ち、自主的にボランティア活動に参加できるように、情報提供及び啓発活動に努めます。

【益城町の取組み】

- 自主的にボランティア活動に興味を持つことができるように、啓発活動に努めます。
- 地域で活躍するボランティア団体の周知に努めます。
- 誰もが地域活動に参加しやすいように情報提供を行います。



アンケート結果より

ボランティア活動への参加経験について聞いてみると、「参加していない」と回答した人が、過半数となっています。

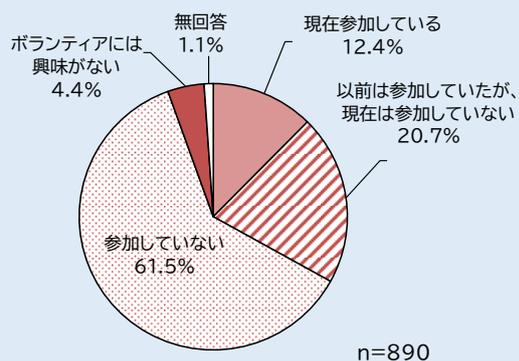
参加していない主な理由は、

- ・活動の内容がよく分からない (36.5%)
- ・活動の時間帯や頻度が自分の生活と合わない (31.1%)
- ・参加の方法がわからない (24.1%)
- ・自分や家族の世話や用事等で時間が取れない (23.5%)

等があげられました。

ボランティア活動への参加啓発や情報提供が必要と思われます。

【ボランティア活動への参加経験】



社会福祉協議会の取組み

ボランティア人材の募集と養成

地域で活動するボランティア人材の確保のために、地域福祉への理解促進や協力要請を行います。また、各種ボランティア団体が実施している人材養成への支援、定年を迎えている方へボランティア活動の情報提供や機会の提供等を行います。

【具体的な取組み】

- 生涯学習や公民館活動等で、地域福祉の理解促進や協力を行います。
- 関係機関が実施している人材養成を支援します。
- ボランティア活動の情報提供や機会を提供します。
- 地域福祉の担い手育成を行い、活動を支援します。

学校と連携したボランティア活動の推進

児童・生徒へのボランティア活動の意義や機会の提供のため、学校に出向きボランティア協力校の意義や目的の再確認、校内外でのボランティア活動の支援を行います。

【具体的な取組み】

- ボランティア協力校へ活動の助成を行います。
- 校内外でのボランティア活動を支援します。

ボランティア活動の支援

ボランティア活動推進のために、ボランティア育成を行います。また、町内のボランティア活動団体を把握し、交流機会や情報交換できる場の提供を行います。

【具体的な取組み】

- まちづくり活動支援センターと連携しボランティア活動の推進を行います。
- 生活支援コーディネーターとの連携を深めます。
- ボランティア連絡協議会の支援を行います。
- 交流機会や情報交換できる場を提供します。

	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度
ボランティア 団体交流支援			1回（各年度）		

地域福祉まつりの開催

地域の福祉活動の発表や啓発の場、また情報発信の場として重要です。開催する場所等の課題はありますが開催に向けて方法を検討します。

【具体的な取組み】

- 地域福祉まつりを開催します。

	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度
地域福祉 まつりの開催			1回（各年度）		

基本目標2 安心していきいきと暮らし、活躍できる地域づくり

（1）地域の活性化に向けて

現状と課題

様々な地域で活動が行われてきましたが、熊本地震、コロナ禍を経て、個々に行っている活動を把握する事が困難となっており、啓発活動に活かすことができない状態です。

地域の活性化に向けて、まちづくり活動支援センターを活用して地域活動の周知・啓発を行うことを検討するとともに、活動についても周知・啓発及びコーディネート機能の充実を図る必要があります。

取組みの方針

地域活動を行うにあたって、自助・共助による地域活動の重要性を周知・啓発することが重要です。「広報ましき」等で啓発活動を行い、継続して周知を行っていきます。

地域の支え合いに大きな役割を果たしている区長、民生委員・児童委員、高齢者相談・地域福祉委員、老人クラブ、婦人会等の町内にある各団体との連携を強化し、地域で行われている地域活動を把握し、活動内容の周知・啓発を行っていきます。

また、まちづくり活動支援センターについては、活用方法や活動内容の見直しを行います。



益城町の取組み（取組み方針）

地域活動の活性化

地域住民が社会に参画できる機会として、地域で行われる活動や行事は重要であり、活動や行事を維持していく必要があります。そのためにも地域活動を活性化させる必要があります。

【益城町の取組み】

- 地域住民や自治会等が開催する活動や行事を支援します。
- 地域住民等への情報提供について利用者の立場に立った提供方法で行います。
- 地域活動を継続・維持できるように地域のリーダー等の顔合わせの機会を設けます。



アンケート結果より

地域のつながりの活性化に重要なこととして、以下のような意見が寄せられました。

【地域のつながりの活性化に重要なこと】（一部抜粋）

- ◆ 顔見知りになること（あいさつだけでもいい）。交流会、イベント、だれでもが参加できる。または対象をしばったイベント。
- ◆ だれでもすぐに集う場所がある。
- ◆ ブログや Facebook での発信。
- ◆ 参加しやすい行事を行う（今年はコロナの為ほとんど中止）近くの公園の清掃、草むしりも専門の人ばかりでなく地域の行事として実施したらどうだろうか。
- ◆ スポーツ大会の復活。熊本地震後、開催が難しくなりましたが、子どもからお年寄りまでみんなで顔を合わせ各校区（各地区）応援をし、親睦を深める機会となり、素晴らしいと思います。
- ◆ 気軽に参加できるボランティアがあれば参加したいなと思います（団体への登録等必要ない形がいいと思います）。
- ◆ 地域でどのような交流活動を行っているのか、詳しく知らせたり、参加したりする。

多様な主体による地域活動の推進

多様な主体（区長、民生委員・児童委員、高齢者相談・地域福祉委員、老人クラブ、婦人会、PTA等）が行う自助・共助の活動について充実を図るための支援を行い、地域の活性化につなげます。

【益城町の取組み】

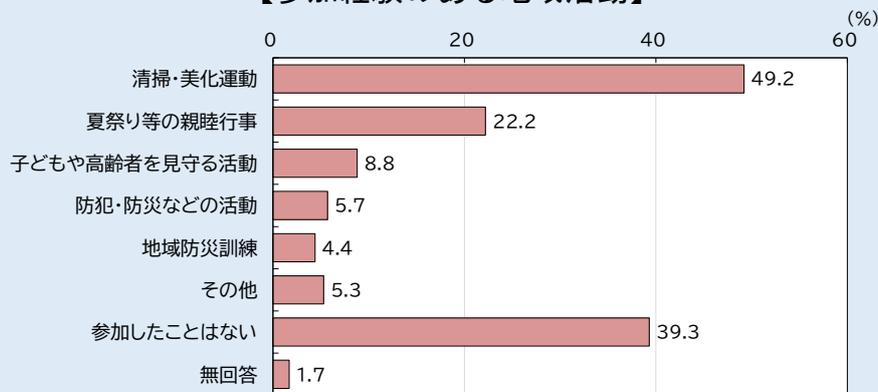
- 多様な主体が地区で行う地域活動の充実を図ります。
- 多様な主体の連携を図り活動の推進につなげます。
- 多様な主体の周知・啓発活動に回覧板や「広報ましき」を活用します。



アンケート結果より

参加経験のある地域活動について聞いてみると、「清掃・美化運動」が49.2%と最も多く、多くの人が参加している反面、「参加したことはない」の回答も39.3%ありました。

【参加経験のある地域活動】



n=890

地域活動に参加していない理由としては、

- ・忙しい（39.4%）
- ・自治会からの勧誘・接点がない（28.3%）
- ・自治会のことが分からない（20.0%）

その他、引っ越してきたばかりで機会がない、高齢や病気のため等の意見もあがっています。自治会について知ってもらい、活動に参加してもらう活動が必要と思われます。

社会福祉協議会の取組み

地域活性化のための課題の把握

様々な立場の人から意見聴取を行い、課題把握に努め、地域住民と一緒に課題解決に向けた取組みを進めます。

【具体的な取組み】

- 区長、民生委員・児童委員等の集まりに参加します。
- 高齢者相談・地域福祉委員研修会を開催します。
- 行政区毎に福祉ワークショップ（福祉座談会）を開催します。※再掲

地域行事の開催支援

地域行事の活性化や地域コミュニティ活動の再開のため、助成金の交付や物品の貸し出しを行います。また、地域行事や必要な情報については広報紙等を活用し情報を発信します。

【具体的な取組み】

- 共同募金の配分金を利用した助成事業を行います。
- レクリエーション用品等を貸し出します。
- 助成事業の情報を発信します。

地域サロンの推進

支え合い活動を広めていくために、各行政区で取り組んでいる地域サロンの自立化に向けた支援を行います。また、地域サロン未実施地区については、地区での必要性に応じて開催を促していきます。

【具体的な取組み】

- 助成金の説明等、地域サロン開催・継続のための情報を提供します。
- 地域サロン応援隊養成講座を開催し、主体的に取り組めるよう支援します。

	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度
地域サロン応援隊養成講座			1回（各年度）		

サロンの活動を伝える「かたんなっせ！」を発行

社会福祉協議会では、各サロンの活動状況を伝えるために、ましきサロンだより「かたんなっせ！」を、年1回発行しています。

地域毎に、サロンの開催場所や活動内容等を、写真入りで紹介しています。



（2）地域人材の活躍と育成に向けて

現状と課題

本町では、様々な福祉活動が行われています。より充実した活動を行うためには、活動に必要な情報の入手や、多くの人に参加してもらうための情報発信等が重要です。熊本地震後、色々な形でボランティア活動が行われていますが、このような貴重な経験を、今後の活動につなげる仕組みやボランティア活動を支える人材の確保等が必要です。

社会福祉協議会では、学校や地域での車いす体験や高齢者疑似体験等を行っていますが、活動を行う時の介護等の福祉分野の人材が不足しています。

自殺予防に関しては、ゲートキーパーの養成講座を行い、理解と啓発に取り組んでいます。

取組みの方針

地域活動を充実させるためには、行政だけでなく地域住民、福祉サービス事業所、ボランティア団体等様々な立場で協力していく必要があります。

介護等の福祉分野における人材不足の解消のため、団塊の世代に向けた地域活動の情報提供を推進し、地域活動の参加促進に努めます。また、震災後の様々な活動を踏まえて今後のボランティアの育成に繋がるような支援を検討します。

社会が多様化・複雑化するなか、複合化した問題の解決に当たっている、民生委員・児童委員、高齢者相談・地域福祉委員を始めとする、各種相談員のスキルアップが図れるような研修体制を検討します。

また、行政と民生委員・児童委員等や、福祉サービス事業所、ボランティア団体等との連携を強化して、住民主体の地域活動がスムーズに行えるようなバックアップ体制の構築を目指します。



益城町の取組み（取組み方針）

地域福祉活動の担い手の育成

様々な活動を地域で担っている人等がより充実した活動ができるように、講座等に参加する機会の提供や必要な情報提供を行います。

【益城町の取組み】

- 多くの人が情報入手できるようにするために周知方法を工夫します。
- 認知症サポーター養成講座等、様々な分野の福祉講座を受ける機会を提供します。
- 地域のリーダー役となる人たちに向けた研修等を充実させます。
- ゲートキーパーの養成講座を実施し、人材育成を図ります。

主体的な地域福祉活動の促進

住民それぞれが地域で取り組まなければならないことに気づき、活動できるように推進します。

【益城町の取組み】

- 住民が関心を持って参加できる福祉テーマの情報発信に努めます。
- 地域で行われている地域福祉の活動について周知します。

社会福祉協議会の取組み

地域サロンサポーター養成講座の開催

地域サロン活動の活性化と介護予防の増進を目的として、地域サロン応援隊養成講座を開催し、主体的に取り組めるよう支援します。養成講座は基礎講座と応用講座を開催します。

【具体的な取組み】

- 地域サロン応援隊養成講座を開催し、主体的に取り組めるよう支援します。※再掲

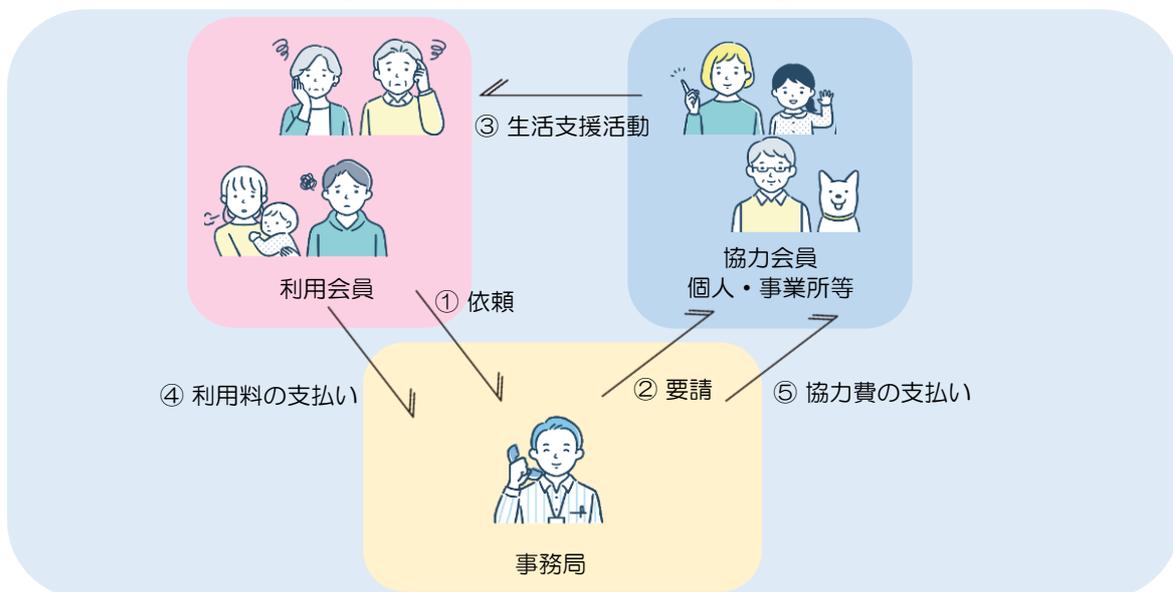
支え合いの仕組みと活躍の場の提供

地域の課題を把握している地域住民間で支える側と支えられる側に分かれるのではなく、お互いに支え合えることができる仕組みを作ります。そのために養成講座や各種団体と連携し、生活支援サービスの提供を行い、支え合いと活躍の場の提供に努めます。

【具体的な取組み】

- 生活支援コーディネーター協議体や地域包括支援センター等との連携強化を図ります。
- シルバー人材センターによる、ちょこっとサービスを実施します。
- 地域福祉の担い手育成や活動を支援します。※再掲

【生活支援サービスのイメージ】



地域福祉合同研修の実施

地域人材の育成とつながりを推進するために合同研修会を実施します。研修では地域福祉に関することや活動事例の紹介等を行い、地域課題の解決に向けた機会とします。

【具体的な取組み】

- 地域福祉合同研修会（校區別ワークショップ、地区別ワークショップ）を実施します。

福祉体験学習の実施

社会福祉施設等での体験学習を通じて、福祉への理解を深めボランティア活動のきっかけづくり、社会連帯感の高揚を図ることを目的に実施します。

【具体的な取組み】

- 福祉体験学習（ワークキャンプ）を実施します。

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
福祉体験学習の実施			1回（各年度）		

高齢者の活躍支援

高齢者がいきいきと地域社会で活躍できるように、高齢者の社会参加や活躍への支援を行います。また、シルバー人材センターの会員確保を推進するとともに、会員の知識・技能・経験に合致する職種の開拓のための広報や会員のスキルアップのための研修を行います。

【具体的な取組み】

- 高齢者が持つ知識やノウハウを取り入れた活躍の場を作り、まちづくりに参加するきっかけづくりや社会参加を推進します。
- 高齢者支援団体へ助成金等の情報を提供します。
- 町内の施設やハローワークへ会員募集の周知を行います。
- 新たな業種への広報活動を行います。
- 就業マナーや技術研修等のスキルアップ研修を実施します。
- 高齢者の活躍を推進するために、シルバー人材センターの法人化を検討します。

	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度
高齢者による講座等の開催			1回（各年度）		
スキルアップ研修の実施			1回（各年度）		

（3）災害や緊急時対策に向けて

現状と 課題

震災から約7年が経過し、地域によっては、熊本地震を踏まえて、住民、福祉事業所等が連携し、大規模な災害を想定した自主避難訓練を行ったり、訓練を通して、啓発活動を行っています。また、訓練終了後には、参加者の方たちと地域の特性を活かしたコミュニティ形成の促進・定着を目的とした活動を行っているところもあります。しかし、時間の経過とともに、忘れられてしまっている教訓が多くあると思われます。

今一度、震災を経て学んだ教訓を活かし、様々な災害や緊急時における訓練の方法を検討する必要があります。

取組みの方針

様々な災害や緊急時に対応すべき事について、十分な検討や対策が行われず、熊本地震で多くの問題を抱えることとなりました。この経験を踏まえ、一つひとつの問題を検証し、自主防災組織の結成等、住民による自助・共助に基づく防災体制の構築が必要です。

災害時要援護者避難支援計画の見直しや町内各地で自主防災組織の設立を行うとともに、消防団や消防署、警察署との連携ができるような体制の構築を行います。

福祉避難所について、様々な災害を想定した訓練を行えるように、住民、福祉事業所、関係各機関と連携し支援します。また、住民へ福祉避難所についての広報・啓発を行います。

今後は、区長、民生委員・児童委員、高齢者相談・地域福祉委員、ボランティアと速やかに連携できるような体制の構築に努めます。



益城町の取組み（取組み方針）

災害や緊急時等の備えの充実

熊本地震等の教訓を今後も忘れずに、災害発生時や緊急時の備えの重要性の周知や啓発を行います。

【益城町の取組み】

- 自主防災組織の設立・運営を支援します。
- 住民の防災意識を高めるよう広報紙等を活用した情報発信を行います。
- 備蓄の重要性、避難所や危険箇所の周知に努めます。
- 災害時要援護者避難支援計画の見直し等を行い、要援護者の把握や避難先についての協議や支援計画を推進します。

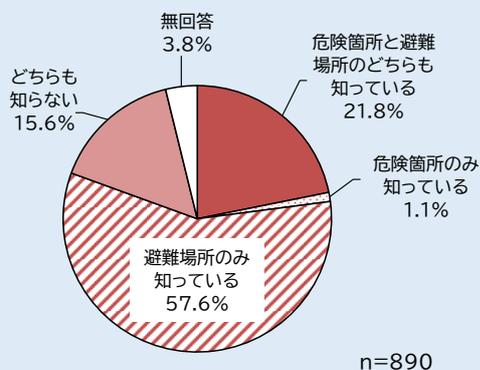


アンケート結果より

危険箇所や避難場所について聞いてみると、「避難場所のみ知っている」が57.6%と最も多く、「危険箇所と避難場所のどちらも知っている」が21.8%、「どちらも知らない」が15.6%、「危険箇所のみ知っている」が1.1%の順となっています。

避難場所については過半数の人が知っていますが、移動するときの危険箇所の確認について、課題があると思われます。

【危険箇所や避難場所】



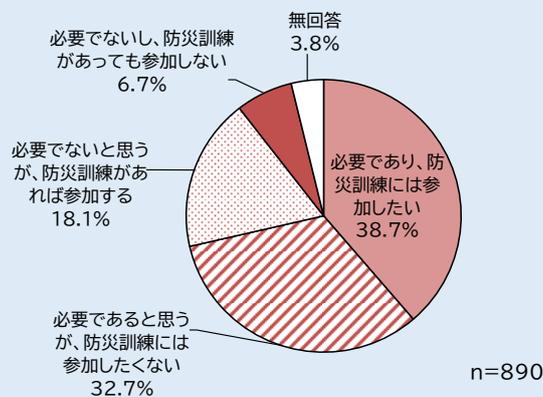


アンケート結果より

防災訓練の必要性和参加意向については、「必要であり、防災訓練には参加したい」が38.7%と最も多く、次いで「必要であると思うが、防災訓練には参加したくない」が32.7%、「必要でないと思うが、防災訓練があれば参加する」が18.1%、「必要でないし、防災訓練があっても参加しない」が6.7%の順となっています。

多くの方が、必要と感じている防災訓練に、参加してもらえるような開催方法等を検討する必要があります。

【防災訓練の必要性和参加意向】



地域と連携した防災体制の構築

地域の防災力向上のためには、地域や関係団体等と連携は欠かせません。行政と地域と関係団体等が一体となり防災体制を構築する必要があります。

【益城町の取組み】

- 地域の消防団や警察署等との支援体制の強化を行います。
- 区長、民生委員・児童委員、高齢者相談・地域福祉委員、ボランティア等との協力体制を強化します。

福祉の視点からみる災害発生時の対応

災害発生時には福祉の視点から避難の実施や避難所の運営等が必要になります。そのため、日ごろから防災訓練等を実施し備える必要があります。

【益城町の取組み】

- 福祉避難所と運営等について共有を図ります。
- 福祉の視点に立った防災訓練等の実施を計画します。

社会福祉協議会の取組み

地域防災力の強化

地域の防災力を強化するために、災害をテーマにしたワークショップの開催や地域毎にハザードマップ等を使った情報提供等の啓発を推進し、BCP（事業継続計画：危機的な状況に遭遇した時に損害を最小限に抑え、重要な業務を継続し早期復旧を図るための計画）作成に活用します。また、民生委員・児童委員等への地域の見守りへの協力要請を行います。

【具体的な取組み】

- 災害ボランティアセンター設置訓練を行います。
- ひとり暮らし高齢者や在宅介護者、生活困窮世帯の実態把握を行います。
- 福祉ワークショップ等で、地域防災力の強化について聞き取りを行います。
- 災害対策におけるBCP（事業継続計画）を作成します。

災害ボランティアセンター

災害当時に連携した関係機関等とのつながりを、今後の災害ボランティア活動につなげていけるよう、関係機関との情報交換等に努めます。また、災害ボランティアセンター設置訓練の実施に向けて検討を行います。

【具体的な取組み】

- 関係機関との情報交換を行います。
- 災害ボランティアセンター設置訓練を行います。※再掲

社協活動の広報

社協事業や活動について、「社協だより」やホームページ等で情報発信を継続していきます。また、より効果的な広報活動を行うために職員研修を実施し、広く活動を知ってもらえように、新しい広報媒体についても検証・検討します。

【具体的な取組み】

- 「社協だより」やホームページ等での啓発を継続して行います。
- Facebook 等の SNS を通じて、新しい広告媒体の検討を行います。

【社会福祉協議会と関係機関のつながり】

社会福祉協議会の活動は、行政や専門家・専門機関だけが行うのではなく、地域住民やボランティアや地域の様々な関係機関に参加いただき、一緒に知恵や活動、財源を出し合って取組みを進めます。



再犯防止の支援（益城町再犯防止推進計画）

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）が施行され、地域の実情に応じた再犯の防止等の施策の策定と実施の責務を有することが明示され、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされました。

益城町においても「益城町再犯防止推進計画」を策定し、再犯の防止等に関する施策を推進し、町民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

（1）計画の位置づけ

再犯防止の支援（益城町再犯防止推進計画）は再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定に基づき、具体的な施策を計画的に推進するために策定する「地方再犯防止推進計画」を包有するものです。また、地域福祉計画と一体的に策定します。

（2）国の再犯防止の取組み

① 再犯の現状と再犯防止対策の必要性

我が国の刑法犯の認知件数は、戦後上昇を続け平成14年にピークを迎えました。これを受け、国は、国民の安全・安心な暮らしを守るべく、平成15年に犯罪対策閣僚会議を設置し、様々な取組みを進め、平成28年の認知件数は戦後最少となりました。しかし、再犯者については、平成18年をピークとして、その後は減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者の人員も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者の人員の比率は上昇し続け、平成28年には48.7%と高い数値となっています。

平成19年版犯罪白書では、刑事司法関係機関が、それぞれ再犯防止という刑事政策上の目的を強く意識し、相互に連携して職務を遂行することはもとより、就労、教育、保健医療、福祉等、関係機関や民間団体等とも密接に連携する必要があること、犯罪者の更生に対する国民や地域社会の理解を促進していく必要があることを示しています。

【犯罪対策閣僚会議等における取組み】

年月	取組み
平成 24 年 7月	「再犯防止に向けた総合対策」が決定 (出所後2年以内に再び入所する者等の割合を今後10年間で20%以上減少)
平成 25 年 12月	「「世界一安全な日本」創造戦略」が閣議決定 (犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進)
平成 26 年 12月	「宣言:犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」が決定 (「犯罪に戻らない・戻さない」立ち直りをみんなで支える明るい社会を創り上げることを宣言)
平成 28 年 7月	「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につながるネットワーク構築～」が決定 (刑事司法手続終了後を含めた「息の長い」支援)
平成 30 年 6月	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2018」に「再犯防止推進計画」を盛り込む

② 基本的な方針と重点課題

刑を終えて出所した人等が、円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とし、5つの基本方針を設定しています。

【5つの基本方針】

- ①「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた密な連携・協力
- ②切れ目のない、再犯を防止するための指導・支援
- ③犯罪の責任などを自覚し、自ら社会復帰のために努力すること
- ④実態などを踏まえ、社会情勢などに応じた効果的なものにする
- ⑤国民の再犯防止などに関する理解の促進

(3) 熊本県の再犯防止の取組み

県では、「再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）」を踏まえ、国の関係機関、市町村、民間支援団体等と連携しながら、刑を終えて出所した人等の円滑な社会復帰を促進し、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和3年3月に「熊本県再犯防止推進計画」を策定し、刑を終えて出所した人等が再び罪を犯すことなく暮らせる社会を実現するとともに、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指し、再犯防止を推進しています。

(4) 益城町の再犯防止の取組み

① 現状

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見・差別は、本人の更生の意欲にかかわらず根強く残っており、就職や居住について厳しい扱いを受け社会復帰に対する妨げとなっています。また、マスコミによる過剰な報道や、犯罪とは無関係な人々の発言、行動によりプライバシーや名誉を侵害するような問題が発生しています。

刑を終えて出所した人の再犯防止や、偏見・差別に対する取組みとして、益城町では、毎年益城町保護司会と連携して「社会を明るくする運動」を実施し、町内各施設にのぼり旗を設置する等、犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深めるための啓発を行っています。

② 課題

犯罪を防止するためには、刑を終えて出所した人が、「犯罪の責任を自覚すること」や「自ら社会復帰のために努力すること」が重要になります。

しかし、刑を終えて出所した人の中には、高齢者や障がいのある人等の医療や福祉の支援が必要な人、また、住居や就労先がなく生活が成り立たない人もおり、再び犯罪に手を染めてしまうことがあるため、適切な制度を受け継続して支えていくことが必要となります。

刑を終えて出所した人等が社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、関係団体及び町民が連携して、刑を終えて出所した人等の自立や社会復帰のための支援を行う必要があります。さらに、再犯防止の取組みと併せ、犯罪被害者への支援も必要となります。

③ 今後の施策の推進

犯罪、非行防止及び更生のための広報・啓発活動の推進

広報紙による情報発信や「社会を明るくする運動」で、犯罪や非行の防止、犯罪をした人の更生について理解を深める活動を行い、地域で支え合えるよう支援を行います。

「社会を明るくする運動」等の啓発活動を推進

保護司会と連携して、「社会を明るくする運動」を実施し、犯罪や非行をした人たちの更正についての理解を深めるための啓発活動を推進します。

保護司会等と連携した相談支援

保護司会等と連携して、相談支援を行い、社会復帰を促します。また、社会復帰後も必要に応じて、相談対応等を行い継続的に支援します。

基本目標3 困りごとを見過ごさない地域づくり

（1）相談体制の充実に向けて

現状と課題

これまで、住民が抱える様々な相談に対し、必要な支援を繋ぐことができるように相談体制を構築してきました。複合的な課題に対しては、専門家や専門機関の協力を得て対応してきました。さらなる体制の充実を図るため、住民の方々へ行政の相談窓口や各関係機関の相談窓口を周知し、自助・共助の取組みを促す必要があります。

熊本地震以降は、生活や住宅に関する相談が急増している状況です。今後、庁内関係各課の連携だけでなく、必要に応じて各種専門機関と連携しながら相談体制の充実に努める必要があります。

取組みの方針

自助・共助の取組みを促すために、相談体制について住民へ周知・広報を行います。また、近年増加している複合化・複雑化した課題を抱えている人に対しての相談体制を構築していきます。

身近な相談窓口として、民生委員・児童委員等が住民に即した訪問活動を行うことで、住民にとって身近な存在となるよう、住民が必要とする支援の情報共有に努めます。

また、地域包括支援センターの機能強化のため、行政が運営方針を示し、計画を協議して事業を運営していきます。生活や住宅に関する相談や、日常生活を送る上で問題が発生した際の相談に対し、各種専門機関と連携を取りながら対応を行っていきます。



益城町の取組み（取組み方針）

課題に寄り添った相談体制の構築・強化

近年、地域では少子高齢化や社会的な影響により、複合化・複雑化した課題を抱えている住民が増えています。様々な課題を抱えている人に寄り添った相談体制を構築する必要があります。

【益城町の取組み】

- 複合化・複雑化した課題を受け止めるための体制を構築します。
（重層的支援体制整備事業）
- 経済的困窮や社会的孤立状態等にならないように、事前に把握・相談できる体制づくりを推進します。



アンケート結果より

悩みや不安について聞いてみると、「自分や家族の老後のこと」が56.2%と最も多く、次いで「自分や家族の健康のこと」が50.8%、「地震・台風等の災害時に関すること」が37.0%の順となっています。また、悩みや不安の相談相手については、「家族・親戚」が77.3%と最も多く、次いで「友人・知人」が43%、「職場の人」が12%の順となっていました。

【悩みや不安】



n=890

身近に相談できる体制の構築・強化

相談体制を充実させるだけでなく、困ったときに身近で相談できる環境や相談しやすい場が必要です。地域において身近な相談支援として活動している民生委員・児童委員等だけでなく、町や社会福祉協議会等においても身近に相談できる場となるように努めます。

【益城町の取組み】

- 身近な地域で福祉に関する様々な相談ができる機会を増やします。
- 気軽に相談できるように相談窓口等の周知を行います。



アンケート結果より

相談しにくい悩みや不安として、以下のような意見が寄せられました。

【相談しにくい悩みや不安】（一部抜粋）

- ◆ 近所トラブル等プライバシーが守られるかどうか心配。うわさになる場合もあるので。
- ◆ 子どもの発達面について。
- ◆ 金銭問題、相続問題、経済的な問題。
- ◆ 家族間のこと。プライドだったり恥とったり。
- ◆ 経済的なことについては相談しにくい。
- ◆ 性的な相談、いじめや不登校についての理由、家庭環境等。
- ◆ 役場で2日間、相談を聞きますみたいなのがあったが、行きたくても仕事で行けない。電話相談ができれば相談しやすいと思う。

多様な主体と連携した相談体制の構築・強化

町や社会福祉協議会の相談窓口だけでは、本人が相談窓口に行くことをためらってしまい、表面化しないケース等があります。そのため地域の身近な相談窓口として活動している多様な主体（区長、民生委員・児童委員、高齢者相談・地域福祉委員、地域サロン協力者等、その他関係団体等）と連携して相談体制の充実を図ります。

【益城町の取組み】

- 多様な主体と連携して、課題を抱える世帯の把握等を行います。
- 多様な主体と連携して、課題を抱える世帯の支援を行います。

社会福祉協議会の取組み

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）配置事業の実施

地域には分野別の支援体制では対応できない、制度のはざまの問題（困窮、ひきこもり、孤立等）も増え、より複雑化・複合化した支援に対するニーズに対応するために、町と連携して「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を多機関協働事業の中核として一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を実施・推進するため、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）配置事業を実施していきます。

【具体的な取組み】

- コミュニティソーシャルワーカー（CSW）配置事業を実施します。
- 町と連携して重層的支援体制整備事業を推進するために、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業を実施します。
- 多機関協働事業において、重層的支援会議及び支援会議を開催します。
- 地域包括支援センターや生活困窮者支援機関等の関係機関と連携を強化します。
- アウトリーチ等を通じた継続的支援事業において、支援が届いていない潜在的な要支援者へ支援を届けます。
- 地域支え合いセンターの閉所に伴い、支援を必要とする世帯の再検討を行います。
- 福祉ワークショップ（福祉座談会）の開催を通じて、ニーズを抱える要支援者を見付けます。
- 参加支援事業において、地域の社会資源を把握し、関係性を構築します。
- 社会とのつながりを作るための支援を行います。

	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度
CSW配置事業 の実施			継続		

福祉相談の充実

包括的支援体制を目指して、関係機関と連携し、総合相談や継続的な支援を推進し、相談に来ていないが、問題を抱える人に対しては、地域支え合いセンターで実施していたアウトリーチ（実際に出向いての相談や対応）や見守りネットワークで把握している情報により、相談につなげていきます。また、地域支え合いセンター事業で、関係性が構築できた団体や民生委員・児童委員等との連携を、今後も継続し地域福祉を推進します。

【具体的な取組み】

- 福祉に関する相談窓口としての機能を通じて、総合相談・総合対応（困難事例への対応）を行います。
- 「心配ごと相談」の充実・強化を図ります。
- 生活困窮者等自立相談支援事業を推進します。

	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度
「心配ごと相談」 開催			週 1 回（各年度）		

相談体制強化に向けた連携

住民の多様化する相談に対応するために、専門機関等の関係機関との連携を強化していきます。また、目先の問題解決のみならず、伴走型の継続した支援を行っていくための体制を整えます。

【具体的な取組み】

- 関係機関との連絡会を実施し、連携強化を図ります。
- 相談体制の検討を行います。

(2) 福祉サービスの充実に向けて

現状と課題

いつまでも住み慣れた地域で安心して生活するためには、適切な福祉サービスの提供が必要です。そのため、高齢者支援会議・地域ケア会議を開催し、高齢者の自立に向けた支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を行います。困難事例については、保健・福祉の関係機関や医療関係者と検討会を随時実施しています。また、介護予防教室を開催し、介護予防の重要性の普及・啓発活動を行っています。

現在、ファミリー・サポート・センター事業や母と子どもの母親クラブの活動は実施できていますが、一時保育に関しては保育士不足のために中止しています。

取組みの方針

困難事例等があった場合は、高齢者支援会議や地域ケア会議等を随時開催して支援を行っていますが、支援を必要とする人が適切な福祉サービスを受けられるように、更なる体制の確保等に努めます。また、利用者が適切なサービスの選択ができるように情報提供を行います。

介護予防については、高齢者の現状把握等を行い、今後の対策について検討を行います。また、必要な事業や福祉サービスについても随時検討していきます。

高齢者等の権利擁護については、その制度を多くの人に知ってもらい、理解と利用につなげていくことが必要であるため、成年後見制度の周知を行うとともに権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制を整備します。



益城町の取組み（取組み方針）

福祉サービスの質の確保と充実

高齢者、障がい、子ども・子育て等の福祉サービスが適切に提供できるようにその充実と確保に努めます。

【益城町の取組み】

- 福祉サービスを必要としている人が適切にサービスを受けられるような体制確保に努めます。
- 高齢者支援会議・地域ケア会議を開催し、高齢者支援に努めます。
- 認知症対策として認知症サポーター養成講座の実施、認知症キャラバンメイトの定期的連絡会による活躍の場の提供を行います。
- ファミリー・サポート・センター事業の利用や母親クラブ事業等について利用しやすいものとなるようにします。
- 保育士の確保に努めます。

ライフステージにあった健康教育の推進

ライフステージにあった健康教育の推進を行い、生活習慣病の予防や介護予防等につなげ、住民の健康維持を支援します。

【益城町の取組み】

- ライフステージにあった健康教育や健康教室の機会を提供して、健康づくりの支援を行います。
- 健康づくりや生活習慣病の予防のため健康づくり講座や食生活改善推進委員協議会を開催します。
- 健康寿命を延ばすことの重要性の周知に努めます。

高齢者等の権利擁護

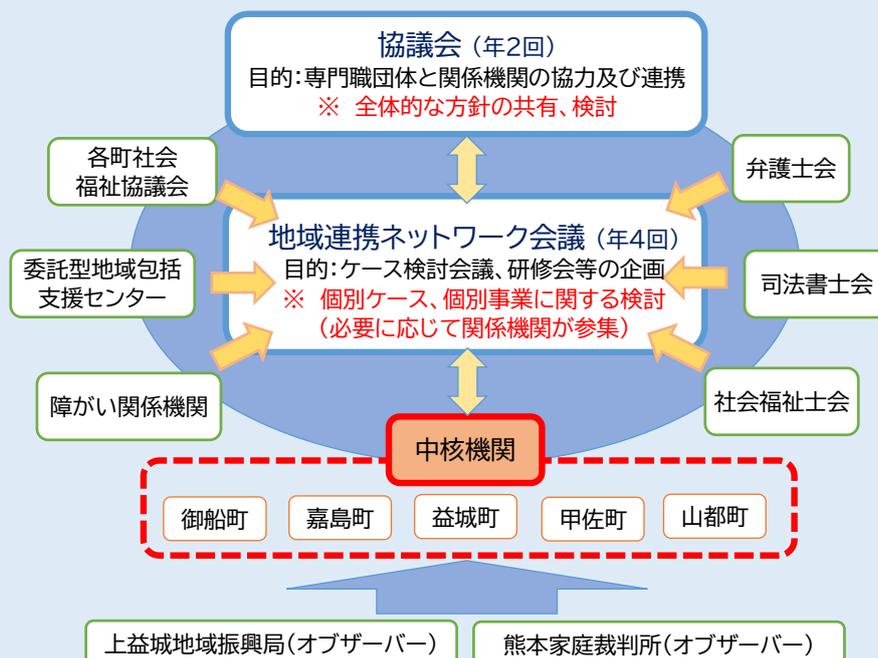
「益城町成年後見制度利用促進計画」に基づき、成年後見制度利用促進に取り組みます。さらに、上益城地域においては、5町合同で成年後見制度利用促進事業を推進していくため、「上益城地域成年後見制度利用促進に関する協定」を締結し、「上益城地域成年後見制度利用促進協議会」を設置しています。今後も、町内外の関係機関や専門職機関との連携を推進していく必要があります。

また、専門機関を活用して専門的・継続的な支援を行う権利擁護の取組みを推進し、成年後見制度等への利用につなげます。

【益城町の取組み】

- 成年後見制度の周知に努めます。
- 適切な制度利用につなげるため、研修等により、支援者のスキルアップを図ります。
- 成年後見人等を地域で連携して支える体制を構築します。
- 権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制を整備します。
- 上益城地域成年後見制度利用促進協議会を開催し、関係機関との情報共有、連携強化に努めます。
- 市町村長申立ての適切な実施及び申立時に要する費用や、成年後見人等への報酬について適切な助成の検討を行います。

(上益城地域成年後見制度利用促進体制図)



認知症施策の推進

認知症やその家族の方が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域住民への啓発活動を行います。また、早期発見に努めるとともに、適切な支援が受けられるような支援体制の構築を推進します。

【益城町の取組み】

- 認知症（若年性認知症を含む）についての正しい知識や理解が得られるように、地域住民への周知啓発を行います。
- 認知症サポーター養成講座の実施や、サポーター養成講座を担う、認知症キャラバンメイトの育成等を充実できるように支援します。
- 認知症の本人、その家族や、認知症サポーター等がチームとなり、認知症の早期の段階から様々な支援を行う仕組み「チームオレンジ」づくりを推進します。
- 認知症の人や家族を支える体制として、益城町見守り高齢者等事前登録事業や認知症カフェの開催支援、介護者の集いの場の周知や活動の支援を行います。
- 若年性認知症の人が地域で居場所や役割をもって生活が続けられるように関係機関と連携して支援体制の構築を推進します。
- 認知症地域支援推進員を中心に、医療、介護、生活支援等関係機関との連携を図り、地域における認知症支援体制の構築を行います。
- 認知症初期集中支援チームによる認知症の早期発見、適切な医療の介入ができるよう連携して対応を行います。

認知症ケアパスガイドブックを作成

認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために、認知症ケアパスガイドブックを作成しています。ケアパスガイドブックには、認知症についての知識や相談窓口、様々なサポートの情報等を記載しています。

また、認知症の進行とともに変化する状態に応じて、どのような医療・介護等の支援が受けられるかをわかりやすく示した「認知症ケアパス概要版」も作成しています。



社会福祉協議会の取組み

見守り体制の充実

近隣での日常的な見守りを実現するために、民生委員・児童委員、高齢者相談・地域福祉委員、サロン協力員等への啓発や協力を要請し、見守り体制の充実を図ります。また引き続き、民生委員・児童委員等の協力で、課題を抱える人・世帯の実態把握を行っていきます。

【具体的な取組み】

- 区長、民生委員・児童委員等による見守り活動を支援します。※再掲
- 課題を抱える人・世帯の実態を把握します。
- 調査結果リストを作成し、見守り活動に活用します。

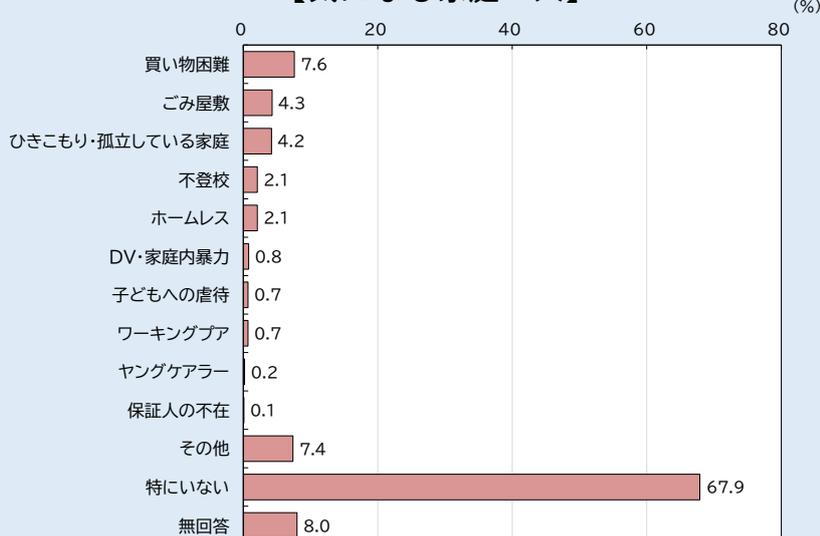
	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度
実態調査の実施			2回（各年度）		



アンケート結果より

気になる家庭・人については、「買い物困難」が7.6%と最も多く、次いで「ごみ屋敷」が4.3%、「ひきこもり・孤立している家庭」が4.2%の順となっています。また、気になる家庭・人は「特にいない」は、67.9%となっています。その他では、ひとり暮らし高齢者や空き家やペット等があげられました。

【気になる家庭・人】



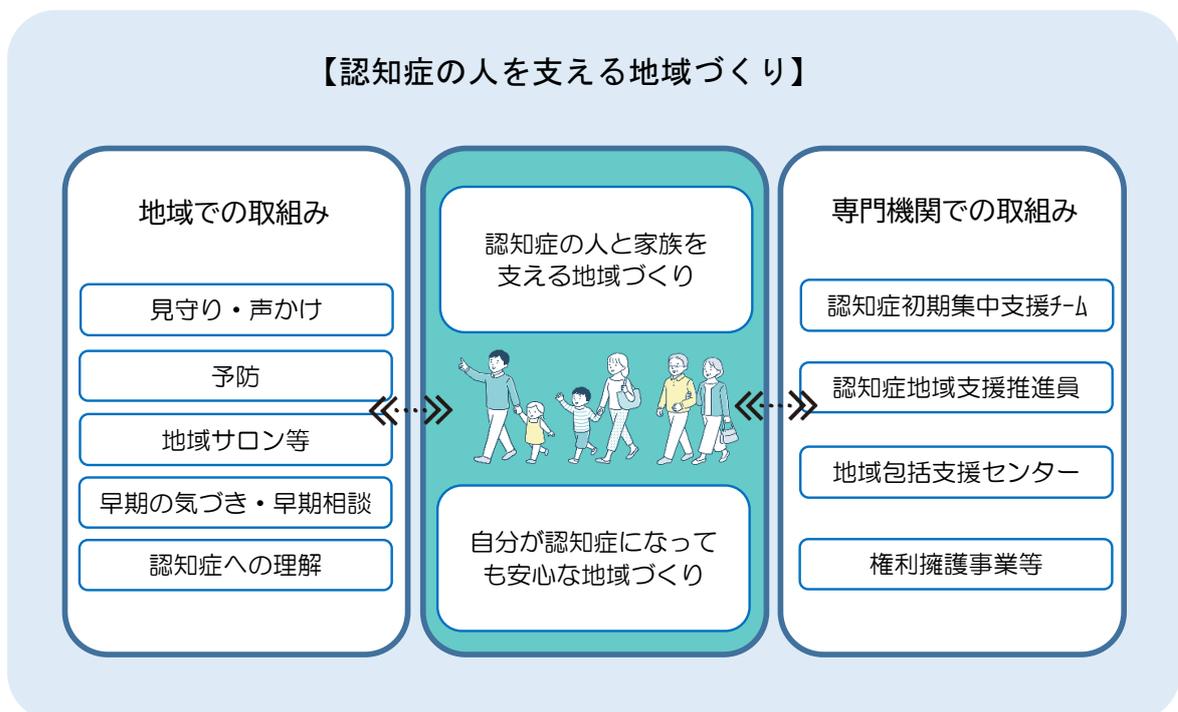
認知症に関する地域支援

認知症サポーター養成講座や認知症カフェ等の活動を通じて、認知症についての知識や予防、認知症の方への接し方等について、幅広く啓発活動を行います。

【具体的な取組み】

- 認知症地域支援推進員による地域支援体制の構築を行います。
- 認知症ケアパスガイドブックの配布や、認知症に関する知識等の啓発を行います。
- 「認知症サポーター養成講座」、「認知症サポーターステップアップ講座」を開催します。
- 「認知症カフェ」（花カフェ・オレンジサロン）への支援を行います。
- 「もの忘れ相談室」の住民への周知を行います。
- 介護者応援隊「いきぬこ〜会」を、月1回開催します。
- 「チームオレンジ」への支援を行います。

【認知症の人を支える地域づくり】



介護に関する福祉サービスの充実

介護が必要な人やその家族の介護負担を軽減するために、様々なサービスを充実させます。また、居宅介護支援事業についてスムーズに実施できるよう支援を行います。

【具体的な取組み】

- 介護に関する福祉サービスを充実させます。
- 介護が必要な方やその家族の相談を受け、適切なアセスメントの下、必要なサービスの調整を行います（居宅介護支援事業）。
- 車いすの貸し出しを行います。

成年後見・市民後見等の検討

年々、成年後見・市民後見についての需要は高まっているため、研修会に参加し、地域福祉権利擁護事業利用者のつなぎ方等の知識を深めています。また、どのように実施するか、どのようにかわるか等を行政と検討する必要があります。

【具体的な取組み】

- 成年後見制度等の研修会を実施します。
- 成年後見・市民後見の実施に向けて行政との検討の場を設けます。
- 法人後見の実施に向けて、検討を行います。

生活困窮者への支援

生活困窮者が経済的に自立するために、家計管理のアドバイスや仕事探し、子どもの学習支援等を総合的に行う、生活困窮者自立支援事業を実施します。また、「社協だより」やホームページに貸付事業等の情報を掲載することや、各地域活動団体等の集まりで周知を行います。

【具体的な取組み】

- 貸付事業等の情報を広報媒体へ掲載し、周知を図ります。
- 生活困窮者への支援を実施します。

(3) 連携体制の強化に向けて

現状と課題

本町では地域課題の解決のために、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、その他関係団体等と連携した様々な取り組みを進めています。しかし、公的な福祉サービスだけでは解決できない複合化・複雑化した課題を抱えた人が増加する傾向にあり、そうした生活課題への対応も必要となってきています。

誰も取り残さない社会の実現のために、地域や関係団体等との連携だけでなく、庁内の連携体制の整理を行いながら今後も適切に支援していく体制の確保が必要です。

取組みの方針

誰も取り残さない社会の実現のために、住民の福祉ニーズを的確に把握し、適切なサービスを提供することは重要です。

地域福祉の最前線で活躍している民生委員・児童委員等の関係者や関係団体等との連携をさらに強化し、より円滑なサービス提供を推進します。

また、熊本地震の際の各関係機関との連携や支援の経験を、今後の関係強化に活かしていきます。

さらに、近年増加する、複合化・複雑化した課題に対応するため、庁内の連携体制の見直し、並びに整理・整備を進め、地域課題の解決に向けた支援を行います。



益城町の取組み（取組み方針）

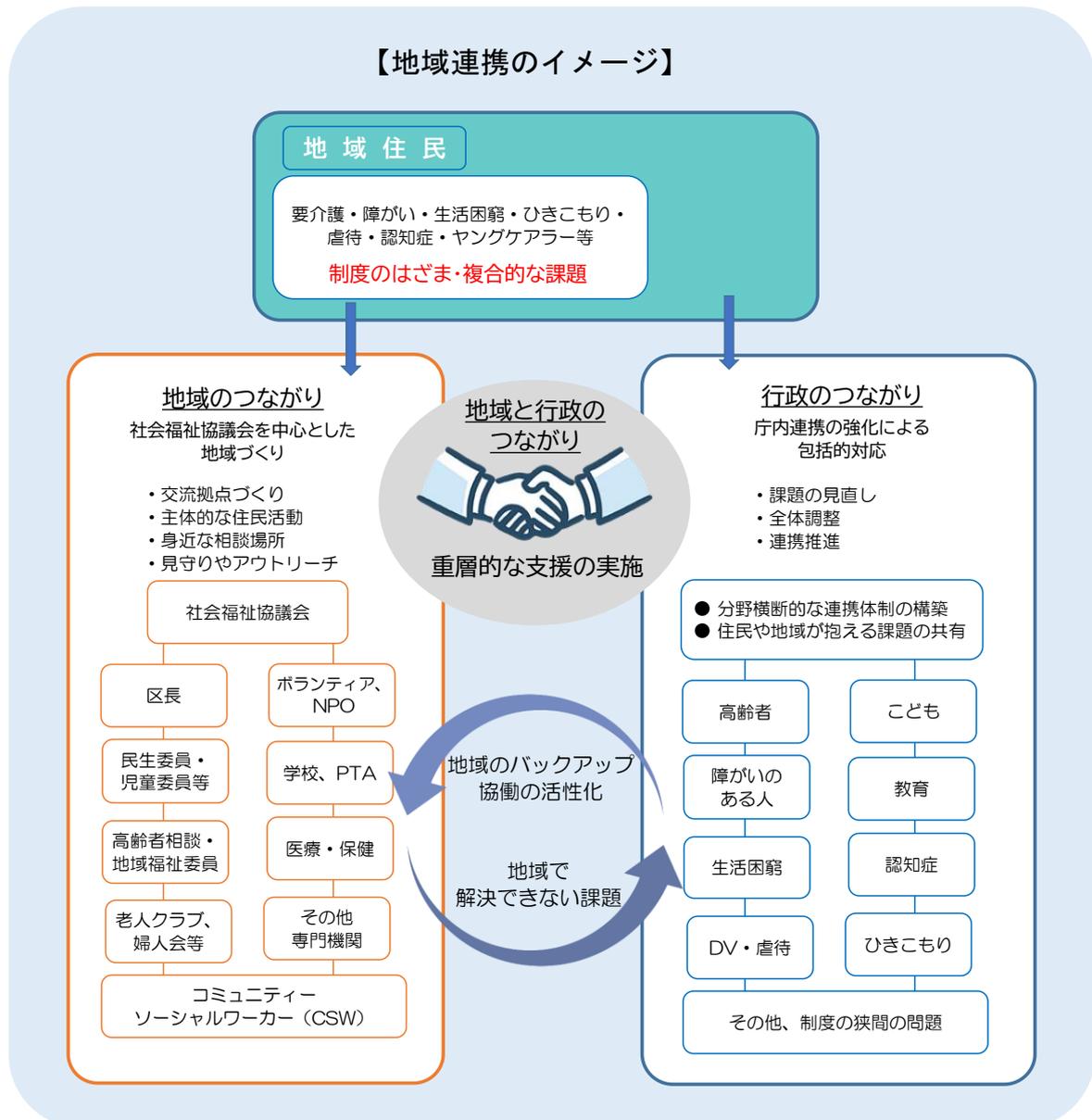
社協や地域の多様な主体との連携強化

誰も取り残さない社会の実現のために、社会福祉協議会を中心とし地域の多様な主体（区長、民生委員・児童委員、高齢者相談・地域福祉委員、老人クラブ、婦人会、PTA等）の地域活動を支援し、連携強化を推進します。

【益城町の取組み】

- 多様な主体が情報交換できる場を提供します。
- 多様な主体との連携強化に努めます。
- 震災時の各関係機関との連携や支援体制を今後の地域活動に活かします。

【地域連携のイメージ】



庁内の体制と連携強化

庁内の関係課等との連携を強化し様々な地域生活の課題を解決できる体制確保・強化に努めます。

【益城町の取組み】

- 複合化・複雑化した課題を受け止めるための体制を構築します。
（重層的支援体制整備事業）※再掲
- 庁内の関係各課との連携の見直し・強化を行い生活課題の解決に努めます。

社会福祉協議会の取組み

福祉関係団体事務局への協力と事業所との連携

区長、民生委員・児童委員、高齢者相談・地域福祉委員等と連携して、地域支え合い活動を推進するとともに、委員の方には、気になる（課題を抱える）人への目配りを行っていただき、関係機関へつなぐ等の支援を行っていきます。また、事業所向けの認知症サポーター養成講座を開催し、見守りの必要性を啓発するとともに、ネットワークづくりを支援します。

【具体的な取組み】

- 民生委員・児童委員の総務会、例会開催の支援を行います。
- 高齢者相談・地域福祉委員の活動報告書（見守り活動）を毎月提出していただき、必要に応じて関係機関につなぎます。
- 各種団体の情報交換会（顔合わせ）を実施します。
- 事業所向けの認知症サポーター養成講座を開催します。

	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度
集会に関する支援			随時（各年度）		

町や地域の多様な主体との連携強化

誰も取り残さない社会の実現のために、町との連携を強化し、町が行う重層的支援体制整備事業をはじめとする、様々な事業を推進します。また、地域の多様な主体（区長、民生委員・児童委員、高齢者相談・地域福祉委員、老人クラブ、婦人会、PTA等）の地域活動を支援し、連携強化を推進します。

【具体的な取組み】

- コミュニティソーシャルワーカー（CSW）配置事業をはじめとする、様々な事業を推進します。
- 見守りやアウトリーチ等の支援を推進します。

関係団体への活動支援

関係各団体が活発に活動するために、助成金の活用を推進していきます。また、「社協だより」を通して関係団体の活動を発信する等、関係団体活動の広報に努めます。

【具体的な取組み】

- 団体への助成を推進します。
- 広報紙等を使って、助成金に関する情報発信を行います。
- 助成金を活用できるように、後方支援（書類作成等）を行います。

地域でできること

基本目標 1 支え合いとつながりを大切にした地域づくり	
地域で できること	<p>【地域の行事やボランティア活動等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 行事（遊び・祭り）を開催し、世代間の交流が行えるよう参加を促します。 ◇ 開催にあたっては、誰もが参加しやすいように努めます。 ◇ 地域で情報を積極的に周りに伝え、参加するように声かけを行います。 ◇ ボランティアや見守りネットワーク活動の支援者を確保します。 <p>【声かけや見守り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 民生委員・児童委員等と連携・協力し、困りごとを抱えている世帯に声かけや安否確認をします。 ◇ 登下校時の子どもの見守り等の活動をさらに推進し、地域で子育てしやすい環境を作ります。 ◇ 情報を積極的に周りに伝え、声かけや見守り活動に参加するように声かけを行います。
住民が できること	<p>【日頃の行動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 積極的に挨拶をします。 ◇ 積極的に近所の人と普段からコミュニケーションをとります。 ◇ 積極的に開催される行事（遊び・祭り）の際は、隣近所で声を掛け合い、ともに参加します。 ◇ 区長、民生委員・児童委員、高齢者相談・地域福祉委員等を把握します。 ◇ ゴミ捨てルールを守り、地域の美化に努めます。 <p>【講座・講演会への参加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 座談会やワークショップ等 ◇ 地域サロンサポーター養成講座（地域サロン応援隊養成講座） ◇ ボランティア育成や福祉人材等の養成講座 ◇ 地域活動やボランティア活動

基本目標2 安心していきいきと暮らし、活躍できる地域づくり

<p>地域で できること</p>	<p>【防災・緊急時の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 戸締りや不審者に気をつけるように近所と連携して、声をかけ合います。 ◇ 地域の防災マップを作成する等情報の共有をします。 ◇ 地域でひとり暮らし高齢者の緊急時の連絡体制を把握します。 ◇ 自主防災組織の設立・運営への住民の参加を促します。
<p>住民が できること</p>	<p>【日頃の行動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 積極的に地域の活動や行事に参加します。 ◇ 積極的に福祉制度や福祉サービスに関心を持ちます。 <p>【研修会や訓練等への参加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 福祉教育や人権教育に関する勉強会や研修会等 ◇ 防災訓練や避難訓練等 ◇ 研修会、地域活動やボランティア活動 <p>【防災・緊急時への備え】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 緊急時のための非常用の備品を準備します。 ◇ 避難場所や避難経路を確認します。 ◇ 自主防災組織に参加し設立・運営に協力します。

基本目標3 困りごとを見過ごさない地域づくり

<p>地域で できること</p>	<p>【地域の支え合い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 高齢者世帯やひとり暮らし世帯と連絡を密にし、様々な情報を伝えます。 ◇ 様々な人や家庭が抱える多様化した困りごとを、地域の課題と捉えて支援します。
<p>住民が できること</p>	<p>【日頃の行動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 町や地区で行われている介護予防の講座や教室に参加します。 ◇ 「広報ましき」や「社協だより」に目を通す習慣を身につけます。 <p>【困りごとへの対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 困ったときに社協や役場等の相談窓口を訪ねます。 ◇ 困っている人がいることに気づくようにします。 ◇ 困っている人に相談先を伝えます。 ◇ 認知症サポーター養成講座に参加します。

第5章 計画の推進体制

1. 協働による計画の推進

住み慣れた地域で健康で安心して暮らせるまちを実現させるためには、地域と行政が連携し、地域づくりに取り組んでいくことが重要です。

このため、本計画の推進にあたっては、地域のさまざまな担い手がそれぞれの特徴や能力を活かし、お互いに連携を図りながら、「協働」による取組みを推進していきます。

(1) 住民の役割

地域福祉を含め、まちづくりの主役は地域で生活する住民自身です。住民一人ひとりが地域社会の一員であることを自覚し、福祉に対する意識を高め、地域福祉の担い手として自らボランティア等の社会活動に参加する等、積極的・主体的に地域社会に参画することが求められています。

(2) 地域の役割

地域で困っている人や家庭に対し、あいさつやゴミ出し等一人ひとりがすぐに取り組みを行うことで、地域における孤立や困りごとが少なくなります。初めはすぐにできる事から始め、地域活動やボランティア活動等への積極的な参加を行い、地域社会に参画することが求められています。

(3) 関係団体の役割

福祉サービス事業者やNPO法人、ボランティア団体、医療機関、地域包括支援センター等の関係団体には、地域社会の一員として、より専門的立場から地域福祉を支えていく必要があります。

今後は、提供するサービスの量や質を確保するとともに、多様化するニーズへの対応、住民の地域福祉への参画に対する受け皿等としての体制の確保等が求められています。

(4) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉推進を具体的に担う役割があります。地域で活動される団体と連携・協力し、地域が求める取組みを推進します。

また、行政と社会福祉協議会とで連携し、地域住民や関係団体等の地域福祉活動を支援していきます。

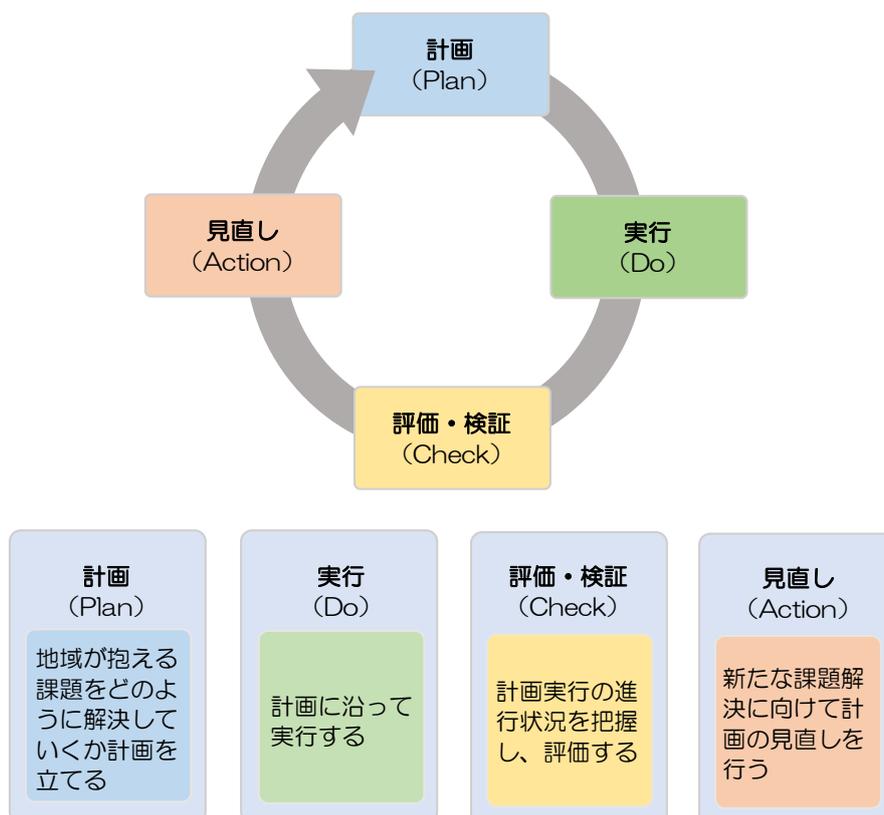
(5) 行政の役割

行政においては、住民の福祉の向上を目指し、地域の現状やニーズ等を踏まえ、住民、関係団体、関係機関等と相互に連携・協力を図り、福祉施策を推進します。

福祉課を中心に庁内の関係各課との連携を図りながら、全庁一体となり施策を推進します。

2. 計画の点検と評価

本計画の進捗状況を管理するため、地域福祉施策に関する事業について、定期的の実施状況を把握・整理し、計画の進捗状況の点検や評価を行い、次年度以降の計画の推進及び施策内容の改善に繋がります。



資料編

1. 用語集

【ア行】

■ ICT (Information and Communication Technology)

日本語では、「情報通信技術」と訳され、コンピュータを単独で使うだけでなく、ネットワークを活用して情報や知識を共有することも含めた幅広い言葉。その目的はコミュニケーションであり、新しい技術だけを指すのではなく、これまでも使っていたメールやSNS等のやり取りも含む。

■アウトリーチ

支援者が積極的に地域に出向いていく援助のこと。生活上の問題や困難を有しているにもかかわらず支援を拒否する等の人に対して、積極的に働きかけること。

■SNS (Social Networking Service)

登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

■SDGs (Sustainable Development Goals)

2015年9月の国連サミットにて全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に示された国際的な目標。このアジェンダでは世界中の「誰一人取り残さない」持続可能で包摂性のある世界を実現するために、SDGsとして17の目標（ゴール）を設定し、目標達成に向けて2030年までに各国が協調して行動することを求めている。

■NPO (Non-Profit Organization)

ボランティア団体や市民活動団体等の「民間非営利組織」を広く指し、株式会社等の営利企業とは違って、「利益追求のためではなく、社会的な使命の実現を目指して活動する組織や団体」のこと。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人をNPO法人という。

【カ行】

■グローバル (GLOBAL)

世界的規模。

■ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

■高齢者相談・地域福祉委員

益城町と益城町社会福祉協議会が共に進める地域福祉推進の一環として、高齢者やその家族が抱えている多くの悩みや問題等に対して高齢者の福祉の増進を図ることを目的として設置。高齢者及びその家族等を訪問し必要に応じて関係機関へつなぐ等見守り活動を行っている。

■コミュニティ

同じ地域に居住して利害を共にし、政治・経済・風俗等において深く結びついている人々の集まりのこと。

■コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域住民から寄せられた相談等をきっかけに、個別に必要な支援につなげたり、地域のネットワークづくり等に取り組む専門職のこと。

【サ行】

■災害ボランティアセンター

災害時に被災地のボランティア活動を円滑に進めるための拠点。

■事業継続計画（BCP）

危機的な状況に遭遇した時に損害を最小限に抑え、重要な業務を継続し早期復旧を図るための計画。

■自主防災組織

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織で、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織。

■自然動態

一定期間における出生・死亡に伴う人口の動き。

■重層的支援体制整備事業

市町村における既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する事業。

■主任児童委員

児童委員の中から選任され、児童の福祉に関する機関と児童委員との連絡調整を行うもので、児童福祉に関する事項を専門的に担当する児童委員のこと。

■社会動態

一定期間における転入、転出及びその他の増減に伴う人口の動き。

■情報リテラシー

情報（information）と識字（literacy）を合わせた言葉で、情報を自己の目的に適合するように使用できる能力のこと。

■嘱託員

町民の福祉を増進し、町政の円滑な運営を図るため、各行政区に1名配置されている。町政の推進、町からの文書等の配布・回収、区域内居住者の掌握や転入・転出の補助、災害情報の提供及び応急対策に関すること等を行う。

■シルバー人材センター

高齢者雇用安定法に基づき、おおむね60歳以上の人を対象。そのライフスタイルに合わせた臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務を通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織である。益城町では、社会福祉協議会がセンターを運営している。

■身体障害者手帳

身体障がいのある人が各種サービスを受けるための証明となるもので、指定医師の障害程度判定にもとづいて次の種類の等級（重い順に1級から6級まで）別に交付される。

■生活支援コーディネーター（SC）

地域における高齢者の生活支援体制の整備を推進するため、ボランティア等を担い手とした生活支援サービスの資源開発、サービス提供主体間のネットワークの構築等を行う者。

■生活困窮者等自立支援事業支援調整会議

生活保護受給者以外の生活困窮している相談者に対する支援を合議制で判断する会議。個人（相談者）に対するプラン案を共有し、会議の中で支援の経過について評価を行い適切性を協議・確認をしながら、状況に応じて随時プランの見直しを行う。また協議を通して、地域に不足する社会資源の把握や資源創出の検討を行う場でもある。

■生活支援体制整備事業

地域の住民や各種団体、企業の関係者等様々な人々が連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目標に、「協議体」や「生活支援コーディネーター」の活動により、高齢者を支える地域づくりを進める取組み。

■精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人が、社会復帰や社会参加のため各種サービスを受けるための証明となるもの。指定医師による診断書もしくは障害年金の診断書をもとに判定され、等級は重い順に1級から3級までである。

■成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等により物事を判断する能力が十分でない方について、成年後見人等の本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。

【夕行】

■第1号被保険者

65歳以上の方。介護保険の被保険者は、第1号被保険者の他に、40歳以上65歳未満の健保組合、全国健康保険協会、市町村国保等の医療保険加入者が該当する、第2号被保険者がある。

■地域ケア会議

市町村または地域包括支援センターが主催し、多職種（薬剤師、歯科衛生士、栄養士、理学療法士、作業療法士、主任介護支援専門員、社会福祉士等）が参加し行う会議体。①多職種連携による地域での支援ネットワーク構築 ②地域課題の発見を目的としている。

■ダブルケア

「子育て」「親や親族の介護」の時期が重なったため、両方を並行して担わなければならない状態のこと。

■地域共生社会

制度・分野毎の『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

■地域サロン

地域住民が主体となって、地域の高齢者や障がいのある人及び子育て中の親子等が住み慣れた地域のなかで孤立することなく、生きがいを持ち笑顔で安心して暮らすために日常的なふれあいや交流を行うことができる場。

■地域サロンサポーター（地域サロン応援隊）養成講座

住民同士の繋がりの希薄化や超高齢社会、核家族化の増加により、人と人との繋がりがや住民主体で地域活動を実施していくことの重要性とサロンの活性化を図り、住み慣れた地域で安心して暮らせることを目的として、地域サロンの中で中心となって活躍していただくためのサポーターを養成する。

■「地域の縁がわ」事業

「第4期熊本県地域福祉支援計画」（令和4年3月策定）の主要な施策の一つ。地域の誰もがいつでも気軽に集い、支え合う地域の拠点「地域の縁がわ」の普及を図っている。商店街の空き店舗や空き校舎を活用した「住民交流サロン」や「地域のふれあい交流拠点」等、新たな居場所が形成されている。

同町内で「地域の縁がわ」に認定されている団体は以下の通り。（令和3年5月31日現在）

●そよかぜ福祉作業所（福富 772）

障がい者小規模作業所交流サロンとして高齢者から郷土料理を教わり、調理による交流を図り、地域の縁がわづくりに取り組んでいる。

●コミュニティカフェ かなで（木山 326-5）

さをり織り体験や手芸等を通しながら、集いの場の提供及び「100円喫茶」として気軽に利用できるスペース。

●地域の縁がわ「きやま」（木山 265-2）

地域の子ども、高齢者、障がい者の方々を含め、地域の住民の方々と共に誕生会、コンサート等を実施。

●ココカラカフェ（安永 1080）

法人内で行う施設型活動（おやつ作り教室、セミナー、子供教室（予定）等）、地域へ出向いて行う訪問型活動を展開。

●みんなでつながるおしゃべりカフェきままに（寺迫 1326-3）

気楽に集いたい時に集える場所を提供。其々のグループの会合にも使用できる。

■地域包括ケアシステム

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制。

■地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持増進及び生活の安定のために必要な援助を行う。生活機能低下のある高齢者には、地域支援事業（筋力向上トレーニング等）を紹介し、要介護状態になることを予防したり、権利擁護事業や成年後見制度を活用し、高齢者の尊厳ある生活を支援したりする活動を行っている。同町には、飯野・広安西・広安地区を担当する「西部圏域地域包括支援センター」と木山・福田・津森地区を担当する「東部圏域地域包括支援センター」がある。

■チームオレンジ

地域の認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する心身面、生活面への早期支援等を行う取組み。認知症の人とその家族もチームの一員として参加。

■ちょっとサービス

日常生活のちょっとした困りごと（ゴミ出し、掃除、買い物等）を解決するために、概ね60分以内で完了する有料の生活支援サービス。シルバー人材センターで実施している。

【ナ行】

■認知症カフェ

認知症の人やその家族が、地域住民や専門家等と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う集いの場。（花カフェ・オレンジサロン）

■認知症キャラバンメイト

「認知症サポーター養成講座」の講師を務める人のこと。また、「認知症になっても安心して暮らせる町づくり」に向けて、関係機関等への働きかけ、協力、連携等、地域のリーダー役を担うことも期待されている。

■認知症ケアパス

認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければいいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したもの。

■認知症サポーター

認知症サポーターは何かを特別にやるというものではなく認知症を正しく理解して、認知症の人や家族を見守る応援者として、自分のできる範囲で活動する人のことで、認知症サポーター養成研修を受けた人は誰でも「認知症サポーター」になることができる。

■ノーマライゼーション

1950年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つで、障がいのある人も、健常者と同様の生活が出来る様に支援するべき、という考え方である。また、そこから発展して、障がいのある人と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方としても使われることがある。またそれに向けた運動や施策等も含まれる。

【ハ行】

■8050問題

長年ひきこもる子どもとそれを支える親等の論点から 2010年代以降の日本に発生している高年齢者のひきこもりに関する社会問題。

■バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。また、障がいのある人だけでなく、全ての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味で用いられている。

■PDCAサイクル

典型的なマネジメントサイクルの1つで、計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（action）のプロセスを順に実施し、最後の action では check の結果から、最初の plan の内容を継続（定着）・修正・破棄のいずれかにして、次回の plan に結び付ける。PDCA サイクルとは、このプロセスを繰り返すことによって、品質の維持・向上および継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法をいう。

■ひきこもり

仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態のこと。

■ファミリー・サポート・センター事業

子どもの預かり等の提供会員と依頼会員による組織を設置し、相互援助活動に関する連絡・調整等を行う事業。

■福祉体験学習（ワークキャンプ）

福祉に対する理解や関心を持ってもらうことを目的に福祉施設等での体験学習のこと。同町では、小学校4年生から社会人を対象に開催している。

■福祉避難所

避難所での生活が困難で、専門スタッフ等による看護及び医療的な支援が必要な方が生活する場所を指す。

■福祉ワークショップ（福祉座談会）

行政区毎の小地域単位で、区長、民生委員・児童委員、高齢者相談員・地域福祉委員をはじめとした地域で活動している方に集まっていたいただき、顔の見える地域づくりを目指して、地域毎の課題把握や情報共有を行うために開催される。

■ふれあい交流会

ひとり暮らしの高齢者を対象に、外出や交流の機会をつくり、孤独感の解消や仲間づくりのきっかけになるため、民生委員・児童委員等の協力をえて、実施する交流会。また参加が難しい方には、小学生等のメッセージカードを渡す、心の交流会も行っている。

■ボランティア協力校

町内の全ての小中学校（7校）をボランティア協力校として指定し、校内外のボランティア活動を行っている。

■ボランティアセンター

ボランティア活動をしたい人、ボランティア活動の情報がほしい人、ボランティアを探してほしい人のための相談窓口。ボランティア活動をしたい方とボランティア活動をしてほしい方をつなぐ役割があり、ボランティア活動を広く推進するために様々な活動を行っている。

■包括的支援体制

小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

【マ行】

■まちづくり活動支援センター

まちづくり活動を支援するために、作業や会議の場を提供。パソコン・コピー機（有料）等が利用できるほか、ボランティア活動等に関する情報の提供や相談等の受付もあり。利用するには登録が必要。

■民生委員・児童委員

民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っている。全ての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談に応じたり、支援をしている。

■もの忘れ相談室

認知症かなと感じたり、家族の認知症の状況で不安を感じた際に気軽に相談できる場。認知症地域支援推進員が相談を受けるなかで、必要に応じて適切な機関につなげる等、本人や家族の不安が少しでも取り除けるように支援を行っている。

【ヤ行】

■ヤングケアラー

通学や仕事のかたわら、障がいや病気のある親や祖父母、年下のきょうだい等の介護や世話をしている18歳未満の子どもを指す。介護のために学業に遅れが出たり、進学や就職を諦めたりするケースもあるといい、実態の把握が急がれている。

■ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるような生活環境その他の環境を作り上げることという。

■要援護者

災害から自らを守るために安全な場所に避難する等の災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊婦等のこと。

【ラ行】

■ライフステージ

出生から死亡に至るまでの人間の一生において、出生、入学、就職、結婚、出産、子育て、退職等の人生の節目となる出来事によって区分される生活環境の段階をいう。

■療育手帳

療育手帳とは知的障がいのある方が申請できる手帳。療育手帳を持つことで障がいの証明となり、生活や就職に役立つサービスを受けることができる。

療育手帳の対象者は、児童相談所または知的障害者更生相談所から知的障がいであると判定された人に交付される。

【ワ行】

■ワークショップ

行政区毎の小地域で、地域の福祉問題を発見し、解決するための計画や活動を行っていくために、お互いに助け合って、誰もが住み慣れた町で安心安全に暮らせるように、地域に住む方々に集まっていただき開催される。

2. 地域福祉計画等策定委員会委員名簿

任期 R4. 6. 1. ~R6. 5. 31

● 策定委委員名簿

敬称略：順不同

区分	役職名等	氏名
町議会議員	福祉常任委員会 委員長	吉村 建文
学識経験者	熊本学園大学社会福祉学部 非常勤講師	今吉 光弘
社会福祉を目的とする団体 及び事業所の関係者	民生委員・児童委員協議会	土山 秀喜
	老人クラブ連合会 会長	陳 基礎夫
	身体障害者福祉協会 副会長	山本 紀昭
	社会福祉協議会 事務局次長	緒方 誠
保健・医療・福祉施設の 関係者	社会医療法人 ましき会 益城病院 理事長	犬飼 邦明
	社会福祉法人 耕心会 熊東園 施設長	永田 敏夫
	社会福祉法人 錦光会 特別養護老人ホーム いこいの里 施設長	金子 正秀
町民代表	知的障害者家族の会 代表	玉作 恵子
	NPO法人 子育て応援おおきな木 理事長	木村 由美子
	町区長会長	森永 安生
	高齢者相談・地域福祉委員	松野 良子
	食生活改善推進員	倉岡 壽雅子
	地域サロン関係者	富田 幸子
	公募により選考	村上 恭一

第 4 期益城町地域福祉計画
第 4 期益城町地域福祉活動計画

発行・編集

益城町

令和 5 年 3 月

益城町社会福祉協議会